

令和3年千代田区議会第3回定例会議事速記録（第1467号）《未定稿》

◎日 時 令和3年9月16日（木）午後1時

◎場 所 千代田区議会議事堂

◎出席議員（24人）

1番	小野	なりこ	議員
2番	岩佐	りょう子	議員
3番	長谷川	みえこ	議員
4番	小枝	すみ子	議員
5番	秋谷	こうき	議員
6番	岩田	かずひと	議員
7番	桜井	ただし	議員
8番	うがい	友義	議員
9番	西岡	めぐみ	議員
10番	飯島	和子	議員
11番	牛尾	こうじろう	議員
12番	木村	正明	議員
13番	大坂	隆洋	議員
14番	池田	ともり	議員
15番	山田	丈夫	議員
17番	永田	壮一	議員
18番	たかざわ	秀行	議員
19番	米田	かずや	議員
20番	大串	ひろやす	議員
21番	林	則行	議員
22番	嶋崎	秀彦	議員
23番	河合	良郎	議員
24番	小林	やすお	議員
25番	小林	たかや	議員

◎欠席議員

なし

◎出席説明員

区 長	樋口 高 顕 君
副 区 長	山口 正 紀 君
地域保健担当部長 千代田保健所長	原 田 美 江 子 君

地域振興部長	村 木 久 人 君
環境まちづくり部長	印 出 井 一 美 君
まちづくり担当部長	加 島 津 世 志 君
政策経営部長	細 越 正 明 君
財産管理担当部長	大 森 幹 夫 君
行政管理担当部長	古 田 毅 君
総 務 課 長	中 田 治 子 君

(教育委員会)

教 育 長	堀 米 孝 尚 君
子 ど も 部 長	清 水 章 君
教 育 担 当 部 長	佐 藤 尚 久 君

◎区議会事務局職員

事 務 局 長	小 川 賢 太 郎 君
事 務 局 次 長	小 玉 伸 一 君
議 事 担 当 係 長	吉 田 匡 令 君
議 事 担 当 係 長	石 井 妙 子 君
議 事 担 当 係 長	後 藤 飛 超 君
議 事 担 当 係 長	河 原 田 元 江 君

午後1時00分 開議

○議長（桜井ただし議員） ただいまから令和3年第3回千代田区議会定例会継続会を開会します。

日程第1を議題にします。

議員提出議案第9号 北朝鮮による弾道ミサイルの発射に対して抗議する決議

○議長（桜井ただし議員） 提出者を代表して永田壮一議員から提案理由の説明をお願いします。
〔永田壮一議員登壇〕

○17番（永田壮一議員） 議員提出議案第9号につきまして、提案理由をご説明申し上げます。
提案理由につきましては、案文の朗読をもって代えさせていただきます。

北朝鮮による弾道ミサイルの発射に対して抗議する決議

令和3年9月15日、朝鮮民主主義人民共和国による弾道ミサイルの発射が政府により確認された。

同国は、日本を含む全世界からの強い抗議要請にも関わらず度重なる弾道ミサイルの発射を行い、今回も我国の排他的経済水域内へ着水したと見られ、看過できない極めて深刻な事態である。

これは、恒久平和を希求する全世界の人々の願いを蹂躪する行為であり、国際社会の平和と安全を著しく損なう行為である。

千代田区議会としては「国際平和都市千代田区宣言」のもと、このような平和と安全を脅かす暴挙を容認することはできない。

よって、今回の同国の行為に対して厳重に抗議する。

以上、決議する。

令和3年9月16日

千代田区議会

満場一致ご議決くださいますようお願い申し上げます。以上、よろしく願いいたします。

○議長（桜井ただし議員） お諮りします。

ただいま説明のありました議員提出議案第9号、北朝鮮による弾道ミサイルの発射に対して抗議する決議は、永田壮一議員の提案理由説明どおり、満場一致決定したいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桜井ただし議員） 異議なしと認め、決定します。

○議長（桜井ただし議員） 昨日に引き続き一般質問を続けます。

初めに、21番林則行議員。

〔林則行議員登壇〕

○21番（林則行議員） 令和3年第3回定例会に当たり、千代田区議会自由民主党の一員として一般質問いたします。

新型コロナウイルス感染症と避難所について伺います。

招集挨拶で区長は、本区は、今後も当分の間、人口が増加することが想定され、人口の増加は行政需要に様々な変化をもたらし、既に顕在化している。あるいは予見されている課題に対し、中・長期的視点を持って解決することが必要であると考えているとの認識を示されました。

避難所の収容可能人数と千代田区の人口増加に伴い、限界を超えている、あるいは限界値に近づいている施設があります。避難所は、地区人口の16%を想定避難者数にしています。コロナ禍以前の1人当たり2.11平米を基準値とし、避難者面積から割り出したのが収容可能人数です。通路を含む面積や感染症による確保を考慮せず事務的に最大の人数となっております。ちなみに1人当たり2.11平米の比較として、保育所の2歳児未満の最低面積は1人当たり3.3平米、2歳児から5歳児までは1.98平米です。

そこで2点伺います。収容可能人数の限界を超えている、あるいは近づいている避難所についての見解をお示してください。併せて、招集挨拶で述べられた人口増加による既に顕在化している、あるいは予見されている課題に避難所の限界値は当てはまっているのかお答えください。

次に、15か所の避難所収容可能人数を合計すると1万4,895人です。想定避難者数が住民の16%ですから、現時点での地方公共団体千代田区の推計最大人口は9万3,093人が避難所に収容できることとなります。逆に言うと、現時点の千代田区では最大9万3,000人を超える人口となると、地方公共団体として避難所を新たに整備するか、もしくは避難所の面積を拡大していくかになります。新型コロナウイルス感染症を踏まえた感染症対策を踏まえ、避難所1人当たりの面積を広げると想定避難者数はさらに減ることになります。

以上を踏まえて3点伺います。新型コロナウイルス感染症の拡大を踏まえた1人当たり2.11平米についての見解、収容可能人数が超過している避難所の短期的な対策と中・長期的な対策をどのように考えているのか、想定避難者数から逆算しての本区の目標人口や想定人口を考えているのかお答えください。

次に、コロナ禍による他自治体の避難所運営の課題と受入れの手順、感染症対策についてお尋ねいたします。

新型コロナウイルス感染症により、検温など、感染症対策が災害時には必要不可欠となりました。昼間区民である在勤の方々には帰宅困難者対策として一時避難所、住民である区民は避難所と区分をしています。区民避難所の運営は避難所運営協議会を地域の方々が担っております。避難所に住民以外の方が来た際には、避難所ではなく一時避難所に誘導するだけでもかなりの負担となります。住民の方に検温などする受入れの手順を受付時にすることは大変な負担がかかってし

まいります。検温で高熱の方をどのように誘導するのか、家族のうち1人が熱のある場合はどうするのかなど、様々な手順を避難所運営協議会の地域の方々が共有しなければ災害時大混乱になってしまいます。また、コロナ禍による他自治体の避難所運営の課題についても問題意識を共有しなければなりません。一例が避難所の仮設トイレです。トイレの清掃や備品の補充など、担当を地域の方が担わなければなりません。そこにコロナの対策も必要となりました。

以上を踏まえて3点伺います。現在、区は避難所運営協議会と感染症対策について問題意識の共有を図れるような訓練等をどのようにしているのか、検温で熱のある方は避難所で滞在するのか、避難所のトイレ管理を考慮しているのかお答えください。

次に、地域防災計画修正の進捗状況についてお尋ねいたします。令和3年度予算編成方針では、新型コロナウイルス感染症が続くことを想定し策定しました。3年ぶりに修正することになっている地域防災計画修正もコロナ禍を想定して作業を進めていくとの説明がありました。地域防災計画修正の計画管理では、春に各事業部や関係機関の修正案を踏まえ、災害対策・危機管理課で修正案をまとめ、夏までに東京都へ意見照会、秋に東京都意見照会を踏まえ庁内での調整をする聞いております。かつての石川区政初期には、区の取組、目標管理について、区民に公開し、計画修正の時程管理も区民が知るといった類いまれな試みをしておりました。いつの間にか立ち消えとなってしまいました。広域行政である東京都に意見照会するには、期日を計画どおりにしなければ全庁的な意見を地域防災計画修正に反映させることも、議会からの意見を参考にすることも、区民などからのパブリックコメントの時期も年度末の時間のない中で行わなければならなりません。区民の生命と財産を守る大切な地域防災計画は修正していく過程こそ重要です。

以上を踏まえて伺います。夏までに東京都への意見照会はできたのでしょうか、仮に遅れているとすれば原因は何なのでしょう、予算編成方針でも新型コロナウイルス感染症を踏まえているのですから、コロナ以外の要因をお答えください。また、東京都への意見照会が遅れている地方公共団体が都内62区市町村にあればお答えください。

次に、**区民歯科健診と新型コロナウイルス感染症**についてお尋ねします。

千代田区の区民歯科健診は、平成21年度まで成人歯科健診という事業名で対象は30歳以上となっていました。粘り強く議会での議論や歯科医師会の先生方のご尽力により、19歳以上全ての区民が対象の区民歯科健診になりました、

区民歯科健診の受診率が課題となっておりましたが、平成30年度から対象者全員に案内を郵送するようになり、年々受診率が向上しております。

区民歯科健診では歯周病を重点項目にしております。その歯周病と新型コロナウイルス感染症の関係が明らかになってきました。歯周病のある方の重症化の割合は12.8%、歯周病のない方の2.3%となっています。また、歯周病がある方の死亡するリスクは8.81倍と高くなっています。区民歯科健診の区民歯科健康診査問診・記録票は手書きによる3枚複写式になっています。こちらですね。受診する方が手書きで書き、歯科医療機関が記入欄も手書き、複写式を入力作業と、大変な労力であると推察いたします。現在、千代田区では、デジタル戦略担当部を置き、DX（デジタルトランスフォーメーション）に向けた行政に取り組んでおります。この区民歯科健

康診査問診・記録票をデジタル化、携帯端末等で行い、歯科医療機関記入欄も歯科医の先生方が端末入力できればデータ化に関する作業もなくなります。

以上を踏まえて伺います。歯科口腔と新型コロナウイルス感染症の相関関係についての見解についてお答えください。また、区民歯科健診の受診率と効果、併せて問診票の記載方法と区民歯科健診DXについてお答えください。

以上で一般質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

〔地域保健担当部長原田美江子君登壇〕

○地域保健担当部長（原田美江子君） 林議員の区民歯科健診と新型コロナウイルス感染症に関するご質問にお答えします。

まず、歯科口腔と新型コロナウイルス感染症の相関関係についての見解についてですが、日本歯科医師会から、歯周病患者はウイルス感染が進行しやすいことや、新型コロナウイルス感染症に感染すると自己の免疫が過剰に反応し、危険性が増加することがあるといった見解が出されております。

次に、区民歯科健診の受診率と効果についてお答えいたします。区民歯科健診の受診率は令和2年度が9.9%であり、令和元年度の8.9%から上昇しました。平成30年度から全対象者へ個別に受診券を発送する方法を採用しており、様々な取組の効果であると認識しております。今後も多様な方法で勧奨を行うなどして、受診率の向上を図ってまいります。

最後に、問診・記録表の記載方法と区民歯科健診のDXについてお答えいたします。区民歯科健診では、3枚複写の問診・記録表に受診者が問診を、医療機関が結果をそれぞれ記載し、受診者や医療機関及び区で健診結果を共有するため各自が紙資料を保管しています。デジタル化の効果として、紙の取扱いを減らし、作業効率や利便性などを高めるといったことだけでなく、例えば、得られた様々なデータを集約することで、これまではひもづけされていなかったデータが結合され、対象に対するより多角的な見方が実現できるといったことが挙げられます。今後、区民歯科健診データを含め、DX推進の観点から、PHR（パーソナルヘルスレコード）の有効活用を図り、区民全体の健康に資するシステムの研究を進めてまいります。

〔行政管理担当部長古田 毅君登壇〕

○行政管理担当部長（古田 毅君） 林議員の新型コロナウイルス感染症と避難所に関するご質問にお答えいたします。

まず、想定避難者数が収容可能人数を超える避難所につきましては、まずは当面の対策として、当該避難所においてさらに収容可能な箇所を検討するなど、想定避難者数に応じた収容能力の確保に取り組むことが基本でございます。なお、人口増加による課題認識についてでございますが、収容可能人員を超えるあるいは近づいている避難所につきましては、人口増加により課題が顕在化してきていると認識しております。

次に、1人当たり2.11平方メートルという基準につきましては、各避難所の収容者数の基準として認知されていることから、現状では引き続き基準の値としております。一方で、コロナ禍における実際の避難所開設時の運用につきましては、感染拡大対策を考慮し、基準以上のスパー

スを確保していく必要があるものと認識してございます。そこで感染リスクなどを考慮した避難行動として、ご自宅が安全な場合は在宅避難を第一に考えていただくよう啓発しているところでございます。

次に、収容可能人数を超過している避難所の対策についてでございます。短期的な対策につきましては、先ほど申し上げた当該避難所における収容能力の拡大に取り組んでまいります。また、中・長期的には新たな避難所及び避難所運営協議会を立ち上げていくという対策もでございます。ただし、どの施設を対象とするか、また各町会で構成される協議会をどのように再構成するかなど、課題も多く、慎重に検討する必要があるとございます。

次に、想定避難者数から逆算しての本区の目標人口や想定人口を考えているのかとのお尋ねについてでございます。想定避難者数をベースに人口を位置づけるのではなく、想定される人口を勘案して対応を検討していくものと考えてございます。

次に、区と避難所運営協議会との感染症対策の意識共有や訓練等についてでございます。区では、本年3月に「千代田区避難所運営マニュアル新型コロナウイルス感染症対策編」を定めまして、各避難所の感染対策を考慮した開設手順や運営方法などを定めてございます。現在、それぞれの協議会と個々に協議を進める中で、このマニュアルを基に意識共有を図りつつ、訓練の検討の際には感染対策備品の取扱い方や運営方法などを実際にご確認いただく防災フェア方式の訓練の提案などをしております。

次に、避難所で実際に熱のある方などが来所された場合についてですが、基本的に検温所で発熱が確認された場合などは、保健所と連携し医療機関へご案内いたします。一方で、避難所での受入れが必要な場合や、既に避難されている方が発熱した場合も想定し、その際には、発熱者のほか、濃厚接触者、自宅療養者などをそれぞれの専用スペースで収容する手順となっております。また、専用スペースの管理についてはトイレ管理も含んでおり、避難所運営協議会などにおいて感染防止を考慮した基本的な手順の共有に努めております。

次に、地域防災計画の修正の進捗につきましては、8月の段階で東京都への意見照会を行ったところでございます。意見照会までの作業に予定よりも時間を要したものの、現状では全体スケジュールの中で調整できるものと考えております。なお、東京都における他自治体の意見照会の状況ですが、都としても各自治体の進捗までは把握していないものの、それぞれの進捗に応じて意見照会を行っている状況とのことでございます。今後、都からの回答の時期、内容等によりさらに検討の時間を要する可能性はございますが、今年度末の策定に向けて取組を進めてまいります。

○議長（桜井ただし議員） 次に、24番小林やすお議員。

〔小林やすお議員登壇〕

○24番（小林やすお議員） 令和3年第3回区議会定例会において、千代田区議会自由民主党の一員として一般質問をいたします。

千代田区では、国土交通省制定の「水の日」8月1日を平成24年から区内一斉打ち水の日と定め、区民や事業者の皆さんの協力を得て区内各所で実施しています。打ち水の効果は水をまく

前と後では気温、地表温度ともに1度ほど下がったとのことでした。

さて、千代田区では、ヒートアイランド対策として6種類の助成制度があります。助成の種類は、屋上緑化助成、壁面緑化助成、敷地内緑化助成、高反射率塗料塗布助成、日射調整フィルム及び窓用コーティング施工助成、ドライ型ミスト発生装置設置助成であります。今定例会ではドライ型ミスト関連についてお伺いをいたします。

ドライ型ミストとは、噴射ノズルから水を噴射することにより、大気中へ微細なミストを噴霧し、噴霧直後にミストが蒸発することで気化熱を利用して気温を低下させるものです。システム的には水を高圧で送り出すポンプ、高い圧力の水を送水する耐圧管、そして噴射ノズルで構成され、地上3メートル程度の高さからミストを噴霧することで、ミストが降下する際に気化して気温が低下します。人の位置に達するまでにミストはほぼ気化することで、人がぬれることなく暑さを緩和することができるとされています。

千代田区では、このドライ型ミスト設置について助成しています。目的は、公共的もしくはそれに準ずる場所で不特定多数に涼しさを提供するとしたもので、平成30年度と翌年の令和元年度の2年間は、オリンピック・パラリンピックの関係から、上限1,000万円、対象経費100%の助成を行い、12件の助成実績があり、実施後5年間は報告書提出を条件としています。この助成実績としては、平成30年度は神田神社、東京大神宮、民間の公開空地など3件。令和元年度は日枝神社、靖国神社、毎日新聞社、神保町地区の商店会2件、学校法人2件、民間公開空地2件の計9件。2年間の合計は12件です。30年度、元年度の設置事例では、補助額1,000万が2件、900万円以上が6件、800万円以上が2件、あと2件は500万円台と300万円台でした。オリ・パラに向けての事業とはいえ、上限1,000万円、補助率100%は特別なことと思いますが、設置場所及び支出金額の妥当性についてどのように判断されたのかお伺いをいたします。そして、次の画像2例で示すドライ型ミスト設置助成を受けた事例についてお伺いをいたします。(スクリーンを写真画面に切替え)

最初は竹橋の事例です。通行人の背丈から判断してかなり高い位置に設置されていますが、効果はあるのでしょうか。補助額879万円です。設置者の報告と区の見解をお伺いをいたします。(スクリーンの写真画面を切替え)

次に、麴町の事例です。公開空地とのことですが、私には店の一部にしか見えません。クールスポットとして区民等利用可能などの表示が必要と思いますが、利用実態はどうなのでしょう。補助額323万円です。設置者の報告と区の見解をお伺いをいたします。(スクリーンの写真画面を切替え)

私がよいと思う設置例としては、実際に涼しいのはもちろんですが、見た目など、視覚での涼しさの演出も心理的効果があると思います。その1つが神保町交差点の事例です。T氏が会長を務める商店街の設置で、交差点での信号待ちクールスポットです。助成額999万円です。何か所あるのでしょうか。(スクリーンの写真画面を切替え)

次も、誰もが利用でき、効果的な事例と思います。富士見地区の宗教法人です。樹木が多く適度に風を遮るので効果的に思いました。また、女性の参拝者も多く、細やかな配慮が感じられま

した。助成額は555万円です。（スクリーン表示を元に戻す）

いずれの助成事業も設置費用が高く感じますが、高額になる理由についてお伺いいたします。そして令和2年度からドライ型ミスト設置助成は上限を100万円、対象経費の2分の1助成と大幅に縮小したところ、申込み実績はゼロでした。ヒートアイランド対策であればオリ・パラと関係なく区民等の安全・安心を考えるとともに、いつになるか分かりませんが、コロナ収束後には国内の観光客や海外からはクールジャパンを求めて観光客も増えることでしょうか。クールスポットでのおもてなし体験がクールジャパンと評価されるのではないのでしょうか。（「そうだ」と呼ぶ者あり）民間に新たな上限額と助成割合でドライ型ミスト設置をお願いしても難しいかとも思いますので、区が全ての区立公園及び人流の多い街路に設置することも検討していただきたく思います。いかがでしょうか。

次に、区立公園で実施している事例について、令和2年度の主要施策の成果では、令和4年度、来年度予算への対応としてクールスポット創出を推進とあります。今年度も実施しているドライ型ミストの設置について、昨年、一昨年の実証実験では温度変化を調べていますが、効果的な設置場所、高さについて、実証実験での考察及び設置指針についてお伺いいたします。（スクリーンを写真画面に切替え）

ちなみに芳林公園のドライ型ミストは、先ほどの竹橋ほどではないですが、設置場所、高さが適切とは思いません。昨年と今年の違いは、噴霧装置が写真の右か左かの違いで高さは変わりません。この設置は適切でしょうか、お伺いをいたします。（スクリーンの写真画面を切替え）

次は、九段坂公園のドライ型ミストです。高さ、噴霧量などもよく、視覚的にも涼しさを感じさせるよい事例と思います。区としての評価はいかがでしょうか。（スクリーン表示を元に戻す）

以上、ドライ型ミスト関連の質問をいたしました。熱中症などのリスクから区民等の安全・安心に資する施策の充実をお願いし、私の一般質問を終了いたします。（拍手）

〔区長樋口高顕君登壇〕

○区長（樋口高顕君） 小林やすお議員のご質問にお答えします。

招集挨拶でも申し上げましたが、気候変動はもはや気候危機とも言える状態にまで至っております。都市を襲う猛暑もその1つであり、私も夏場など暑い盛りに地域を回る中でドライ型ミストでほっと一息、一涼みすることもございました。その適切で効果的な運用は議員ご指摘のとおり、熱中症のリスクを軽減し、区民の安全・安心に資するものであると私も認識しています。

本定例会において地球温暖化対策条例の改正をご提案しておりますが、これに合わせ、熱中症など、気候変動のリスクに適切に対応するため気候変動適応計画を測定いたします。また、都心におけるヒートアイランド現象への対策強化に向けて、本年8月ヒートアイランド計画改定の検討に着手いたしました。

ドライ型ミストの活用は気候変動適応策、ヒートアイランド対策双方の観点から重要な施策であると認識しています。ご指摘を踏まえ、効果的な場所への設置や個々の運用状況の評価を踏まえた適切な管理運営を図ってまいります。

なお、詳細は関係理事者から答弁いたします。

〔環境まちづくり部長印出井一美君登壇〕

○環境まちづくり部長（印出井一美君） 小林やすお議員のご質問に、区長答弁を補足してお答えいたします。

まず、オリ・パラ関連事業における設置場所と金額の妥当性のお尋ねがございました。設置場所は一般の方が利用できるように、公共もしくはそれに準ずる場で不特定多数に涼を提供できる箇所を条件に助成をしてございます。上限1,000万円の根拠ですが、過去、秋葉原駅交通広場におけるドライ型ミストの設置費用がおよそ1,000万円だったことから同程度の規模を設定いたしました。その際、補助率100%としたのは、オリンピック開催までの限られた期間の中で速やかにかつ確実に設置箇所を増やすためでございます。

次に、竹橋地域のドライ型ミストでございますが、毎日新聞社玄関前でビルの構造上少し高い位置の設置となりました。駅入り口に隣接し、オリンピック会場である日本武道館にも近く、噴霧状況など、見た目も含め、涼感効果は一定程度あったものと認識しております。また、設置後5年間は報告書の提出が条件となっており、稼働期間、時間等、実施状況について報告を受けてございますが、私どもとしても現地を実査しながら、稼働状況については確認しているところでございます。

次に、麴町の設置事例についてですが、麴町大通りに接している公開空地のビルの屋根の外側にあり、通りの歩行者もミストを浴びることができるものであり、涼感効果はあると認識してございます。設置者からは同様に引き続き報告を受けてございますが、ご指摘も踏まえ、今後、改善について検討をまいります。

次に、神田神保町交差点の事例についてでございますが、靖国通り、神保町一丁目、二丁目と2か所設置をしてございます。

次に、芳林公園の設置状況についてですが、令和元年に現在よりも少し低いところにコンクリート地面上に設置したところ、地面が水浸しとなるというような状況がございました。それを防ぐために若干高さを調整し、霧が落ちる場所についても変更したということでございます。

次に、九段坂公園の評価についてですが、九段坂公園は公園の改修に伴い、設置段階から効果的な場所を検討しながら進めてきたため、高さ、噴霧量、視覚的にもよい事例になったものと考えます。

設置費の額についてのお尋ねがございました。ドライ型ミスト設置には噴霧ノズル、水道の配管設備、高圧ポンプ、噴霧制御装置、気温・湿度・風量の測定機器、電源などが必要となります。また、これらは常時室外に設置するため、風雨などに対する耐久性が必要であり、高額となるということについてはご理解を賜りたいと思います。

全ての公園や人流の多い街路に設置することについてのお尋ねがございました。公園や道路に設置するにも同様な設備が必要となります。道路では、水道設備や電源、軒先の配管等が必要となることから、沿道の方々の理解が必要でございます。そのため商店街における設置やエリアマネジメント組織等と連携した設置について今後検討をまいります。一方、公園については、こうした水道設備や電源設備が設置されているため、適切な場所を選定しながら、今後も公園改

修に合わせて設置を進めてまいります。

実証実験の検証やそれを踏まえた設置指針についてのお尋ねがございました。現在、助成要綱のほか、明確な設置方針はございませんが、実証実験やこれまでの実施状況を踏まえ、樹木など日陰がある場所や人が集まりやすい場所、通行する場所に設置することが効果的であると認識をしております。必要な設備が確保でき、いたずらされない場所など、様々な状況を考慮し、涼感効果の高い場所を選定してまいります。

ドライ型ミストは、夏場のクールスポットを創出する有効なヒートアイランド対策であり、頂いたご意見も参考にして、効果的な整備や適切な維持管理を図ってまいります。

○議長（桜井ただし議員） 議事の都合により休憩します。

午後1時37分 休憩

午後1時49分 再開

○議長（桜井ただし議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

8番うがい友義議員。

〔うがい友義議員登壇〕

○8番（うがい友義議員） 令和3年第3回定例会に当たり、千代田区議会自由民主党の一員として一般質問いたします。

今回は、**未来のデジタル社会の可能性を千代田区のブランディングに**という内容でお尋ねします。（スクリーンを資料画面に切替え）

ご存じのとおり、内閣府では、次世代の産業と社会を見据えたSociety 5.0を掲げています。内閣府によれば、Society 5.0とは、サイバー空間とフィジカル空間、いわゆる仮想空間と現実空間を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会課題の解決を両立する人間中心の社会と説明しています。このSociety 5.0で実現する社会はどのようなものでしょうか。これまで狩猟社会から始まり、そして農耕社会となり、そして近代は工業社会として目覚ましく発展し、さらに今現在は情報社会という段階として、これをSociety 4.0と表しております。情報化が進む社会にはなってきたとは言われますが、現在Society 5.0では、地域や情報がそれぞれ共有されるということがまだ実現できず、データの相互運用性ができないという状態が問題がありました。Society 5.0で実現する社会は、IoTで全ての人とモノがつながり、様々な知識や情報がサイバー空間に蓄積され共有されます。これにより今までにない新たな価値を生み出すというものです。

例えば、Society 5.0では、膨大なビッグデータを人間の能力をはるかに超えたAIが解析し、その結果をロボットなどを通じて人間にフィードバックされるなどで、これまでできなかった新たな価値が、いや、あるいは産業が社会にもたらされることとなります。（スクリーンの資料画面を切替え）

2021年9月1日に我が国の行政機関の1つとして設置されたデジタル庁が発足し、デジタル社会形成の司令塔として未来志向のDXを大胆に推進し、デジタル時代の官民インフラを今後

5年間で一気に成につくり上げることを目指しています。デジタル庁の発足はSociety 5.0の取組を大きく加速させるものとなるでしょう。

では、産業の世界はどうでしょうか。先ほどのAIを実現するビッグデータ、この高度な管理と活用というもの、あるいはDeFi、分散型金融、あるいはデジタルコンテンツやあらゆる所有権を管理するNFT市場、高度なプライバシーを提供する分散型IDソリューション、高度なガバナンスを提供するDAO、自立した分散型組織などと言われます。あるいはそのオープンワールドと呼ばれるゲーム産業やeスポーツなどなど、業界はいろいろ動きがあるようでございます。

これらはサイバー空間の仮想空間とフィジカル空間、現実空間を高度に融合させたものです。それらはメタヴァースと呼ばれています。メタヴァースは単なるインターネットの拡張としてだけでなく、後継であり、それはブロックチェーンと分散型アプリケーションを使用して構築されるものと考えられています。そして、ナスダック市場は、メタヴァースが重要である理由として、今後1兆ドル、110兆円規模の産業になる可能性があるとして試算していますし、最近フェイスブックがメタヴァース企業になるというふうな準備を進めているとCEOが発言したことで話題になりました。

メタヴァースは物理世界と仮想世界にまたがる必要があり、本格的な経済を含む必要があるとされています。そして本格的な経済を含んだメタヴァースは、前例のない相互運用性を提供するとしています。このメタヴァースはインターネットの普及と同様に、新世代の企業づくりの原動力になる可能性があり、GAFAMとは全く別の新しい企業が誕生する可能性が大きいともされるものです。まさにSociety 5.0はメタヴァースとリンクしており、もう既に始まっているのです。

そして、Society 5.0とメタヴァースのインフラ土台となるものがブロックチェーン技術です。ブロックチェーン技術は分散型であることから、以下のようなことをもたらします。例えば、高度なプライバシーを分散型IDソリューションで実現する。あるいは絶対に改ざんされない検証システム、これはガバナンスにも有効です。あるいは高度な安全性とセキュリティ。あと仲介者をなくすことでコスト削減ということもあります。あるいは暗号化資産に新しい信用経済、トークンエコノミー、あるいはスマートコントラクトと分散型アプリケーション、先ほど述べましたAIのための高度にビッグデータの管理と運用など、これらの技術は現在の中央集権型の組織であるGAFAMとは全く違うアプローチが必要になるものばかりですし、その意味で全く新しいプレイヤーの出現が考えられ、次の世代のGAFAMが誕生することを意味しています。

では、このブロックチェーン技術の現在はどうでしょうか。ブロックチェーンテクノロジーを生み出したビットコインシステムは、その後幾つかの世代へアップグレードし、今や全く新しい経済や市場を生み出しています。第一世代が暗号資産であるビットコインだとすれば、第二世代はスマートコントラクトを搭載したイーサリアムであり、パブリックなワールドコンピューティングを実現しようとするものです。そして現在、第三世代のブロックチェーンが登場しており、持続可能性、世界規模のスケーリング、より高度なセキュリティ、ブロックチェーン同士の相互

運用性、量子耐性技術などの高度なセキュリティをもたらすものへと技術進化を進めています。

この辺りは東電大にもう一度神田に関わっていただきたいと思うところではございますが、これらの技術的な進化と台頭により、暗号資産のみならず、前述のスマートコントラクト、分散型アプリ、D I Dという分散型アイデンティティ・ソリューション、D e F iと呼ばれる分散型金融、N F Tなどの全く新しい仕組みが市場を生み出してくるだけではなく、金融包摂としての金融サービス、国家の基軸通貨、国家や企業のデジタルインフラなどが誕生しており、これまでの既存の大企業や国や政府はこれらをどう活用するかといった課題に直面しているほどの成長ぶりを見せています。

そして、それらを包摂する世界がメタヴァースです。これらは自律した完全分散化システムであるブロックチェーンプラットフォームをインフラに実現されます。つまりS o c i e t y 5 . 0で実現する社会のデジタルインフラになるものがブロックチェーンというわけです。（スクリーン表示を元に戻す）

メタヴァースは、間違いなく新しい経済と産業を生み出すことになりそうです。ならば、超優良企業がひしめく千代田区は、そしてコンテンツ文化の世界的集積地秋葉原を擁する千代田区は、それらの企業とコンテンツを活用したメタヴァースを誕生させるにふさわしい区と言えます。ここでは全く新しい次世代の産業を生み出す可能性も、いや、ナスダックのような新しい株式市場として、C H I Y O D A Q（チヨダック）市場を生み出す可能性だってあるわけです。

大手町など、区内に先進企業を要する千代田区が次世代のG A F A Mとなるような企業を生み出すためのアジアのクリプト・バレーになるとしたらどうでしょうか。これにより国際金融都市としての東京を牽引し、日本のデジタルコンテンツを世界に送り出すメタヴァースシティが誕生する可能性があります。そのための先進的スマートシティの土台となるまちづくりを進める特区としてデジタルコンテンツを象徴とした秋葉原の名前を生かして「メタヴァース秋葉原」としてはどうでしょうか。そこではメタヴァースの仮想住民となるために必要な分散型アイデンティティ・ソリューションを導入し、世界中の人々を仮想住民に呼び込みます。これを土台に、先ほどから出てきている新しいサービスであるスマートコントラクト、D A p p s、D e F i、様々なデジタルコンテンツの所有を保証する、これはN F T市場ですね。あるいはD A O、新しい分散型サービス、それを開発し提供するベンチャー企業を秋葉原メタヴァースに呼び込みます。そしてそのための規制やバックアップ体制を国や都と連携し千代田区が支援することで、全く新しい経済圏、世界をリードするアジアのクリプト・バレーである「メタヴァース秋葉原」を誕生させることが可能になります。もちろんそこに行政サービスのデジタル化を進めることで、より先進的なスマートシティの構築も可能になるでしょう。「メタヴァース秋葉原」の豊富なデジタルコンテンツを返礼とした「メタヴァースふるさと納税」が可能かもしれません。また、エストニアの電子政府やスイスのクリプト・バレーと呼ばれるツーク市などとの都市の連携を持ちながら、千代田区をグローバル金融都市となるべき東京のコアとして、そして新しい日本の成長戦略の柱の1つとして千代田区をブランディングできると思います。まずはメタヴァース戦略特区として秋葉原を構築のためのコンソーシアムを立ち上げ、そういった呼びかけをしてはいかがでしょうか

か。

ポストコロナ社会を考えるまさに今、将来を見据えた産業を育成するためにも、先進企業を巻き込んで、それらを検討するコンソーシアムを支援し、デジタル技術を活用した「メタヴァース秋葉原」など、未来のデジタル社会の可能性を千代田区のブランディングとしていく価値があると考えますが、区の見解をお聞かせください。

以上、区長並びに関係理事者には、千代田区の将来に可能性の創造となるご答弁を期待して質問を終わらせていただきます。（拍手）

〔地域振興部長村木久人君登壇〕

○地域振興部長（村木久人君） うがい議員のデジタル技術を活用した地域ブランディングに関するご質問にお答えいたします。

デジタル社会が加速し、様々なデジタル技術によって社会の可能性が広がっていく中で、地方自治体が民間企業と連携を図りながらデジタル技術を活用して地域の魅力を高め内外に発信していく取組がなされていることは認識しています。

千代田区には多くの企業が集積していると同時に、秋葉原のサブカルチャーや神保町の古書店など、他の自治体にはない様々な特徴があります。こうした地域資源と議員ご指摘のようなメタヴァースをはじめとするデジタル技術を組み合わせた取組が新たな産業へと発展していく可能性もあり、産業育成に着目してデジタル技術を活用した地域ブランディングを行うことは手法の1つとして有効であると考えます。

こうした取組において、より高い効果を継続的に生むためには、地域の団体や企業の関係者が一体となって主体的に活動することが重要です。そうした活動に対し、区としてどのように関わっていくのか検討していく必要があると思います。

○議長（桜井ただし議員） 次に、1番小野なりこ議員。

〔小野なりこ議員登壇〕

○1番（小野なりこ議員） 令和3年第3回定例会での一般質問に先立ち、9月11日の痛ましい交通事故で命を落とされた方、さきの大雨に伴う土砂災害、コロナやご病気など、ご逝去された方のご冥福をお祈り申し上げ、残されたご家族の皆様にご心よりお悔やみ申し上げます。また、コロナをはじめ、ご病気やおけがで療養中の皆様にご心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早いご回復をお祈りいたします。

さて、千代田区は子どもを産み育てやすい環境を提供するために、各種整備を経て、様々な子育て支援策が展開されています。コロナ禍の中では、保護者の目線、事情を考慮しながら、感染拡大防止策の徹底など、一層の注意力で現場の体制を整えてくださいました。子どもたちの安全第一を考え、守り、活動して下さっている皆様にご心よりお見舞い申し上げます。心より感謝申し上げます。

今回は、都心での子育てに加え、コロナ禍の中での子育てなど、**昨今の事情を酌み取った子育て応援施策について**、一層子育てしやすい千代田区にさせていただきたく、3点質問いたします。

1点目は、従来の里帰り出産に加え、昨今増えている里帰り育児の場合の乳幼児健診や乳幼児予防接種の助成について伺います。（スクリーンを資料画面に切替え）

近年、里帰り出産に加え、育児と産後ケアの支援のために里帰りする選択も多く見聞きします。産後の里帰り事情は様々ですが、医療体制が整った通い慣れている近隣の病院で安心して出産したいというお声や、臨月に里帰りしても実家の近くに安心して出産に臨める病院がないこと。加えて、昨今では、コロナ禍の各種宣言の発出により、区内に戻る時期が変わってしまい、里帰り先でご覧のような定期予防接種の時期を迎えたなどが主な理由です。（スクリーン表示を元に戻す）

現在、千代田区では、地方への里帰り出産の場合ですと、乳幼児への健診や予防接種への助成があります。しかし、里帰り育児支援の場合は適用外で自費での予防接種となり、当事者の金銭的な負担も増えます。こうしたルールは昨今の事情に沿った運用にし、区内在住の妊婦と乳児が等しく本来の成長支援を受けられるよう早期の見直しが必要と考えます。また、これらに伴う告知、煩雑な書類の申請も乳児を抱えながらであることを踏まえ、便利で分かりやすく、可能な限りシンプルな手続にしていきたいです。

コロナ対応など、保健所は負担の大きな役割を担われ大変な勤務状況が続く中、様々ご対応いただき大変感謝しております。本件は緊急性が低いように捉えられるかもしれませんが、区内や23区の指定医療機関で接種する場合は無料です。コロナ禍だからこそ里帰り育児先での定期予防接種をベストな接種年齢で安心して受けられるよう早期の無料を求めたいと思います。区のお考えをお聞かせください。

次に、区立の児童館4館の日曜一斉開放について伺います。（スクリーンを資料画面に切替え）

まず、コロナ禍の中で児童館開放に細心の注意を払い、可能な限りの対策を講じながら運営いただき誠にありがとうございます。現在、緊急事態宣言の発出に伴い日曜開放を中止していますが、交代制の日曜開放の在り方について、利用者から再検討を求める声があります。例えば、コロナに加え、雨の日曜日は連れていけないところがないため、最寄りの児童館が日曜日も開くとありがたいというご意見をはじめ、ご覧のとおり、近隣の児童館の日曜開放が保護者にとって、そしてお子さんにとっても必要であるということが分かります。（スクリーンの資料画面を切替え）

参考までに隣接区の児童館開放状況をホームページで確認すると、運営方法はさておき、大半が日曜日も利用できます。日曜開放に必要な人員の確保やコロナ禍の中での開放は大変なご苦労があると承知していますが、まずは区立4館の日曜一斉開放で、最寄りの児童館をこれまで以上に気軽に利用できるよう、何とか保護者の希望に応えていただきたいと思いますが、区としてご検討の余地など考えをお示しくください。（スクリーン表示を元に戻す）

3点目は、保育園利用の保護者から日常的に意見収集ができる仕組みについてのご提案です。

本区では、子どもが健やかに育つための環境の確保に関する条例に基づき、条例が体系化され、様々な取組が実施されています。区独自の先進的な支援も展開されており、日頃から環境整備にご尽力いただき感謝いたします。質に関する保育園の評価は第三者評価を3年に1回、運営に関する監査も年に1回実施されています。条例に基づく取組の中に保護者の声を収集する項目は見当たりません。しかし、保育の現場は年単位や外部の目だけでははかれないほど日々変化し、保育の質を左右する出来事が起こります。私は様々な園にお通りの保護者から日常的に頂くご意見、

ご指摘の中にこそ保育の質向上のヒントが多くあると感じています。念のためここで申し上げたいのは、保育園や保育士への批判の声を集約し、園に改善を求めるための仕組み化が目的ではないということです。求めたいのは保育の質向上に必要な環境整備を早期に支援するためのご意見収集、集約する仕組みです。本来であれば子どもに関することや保育時の不安などは園に直接ご相談いただき、現場で解決されることが理想とお考えかもしれませんが、現実には理由を告げることなく転園の選択をされる方もいらっしゃいます。（スクリーンを資料画面に切替え）

保護者から各種ご意見が寄せられますが、一部ご紹介すると、ご覧のとおり、ご意見の中には園に直接伝えたとしても取扱いに困惑する可能性が高いご指摘内容も含まれます。中には現場の保育士の声を直接収集することも必要ではないかとの声も寄せられました。職場環境のことや保育時のお困り事など、保育の質の向上に関わる情報が集まり効果的かもしれませんが、職場での意見収集の場合、ある種の警戒感が生まれることもあります。気まずい状況があればそれも受け止め、タイムリーな状況把握、共有することの目的とメリットを明確にし、協力し合ってよりよくしていこうとする現場力向上に導いていただきたいです。（スクリーン表示を元に戻す）

今後、保護者だけではなく、保育者の声も何らかの形で仕組みに加えるご検討をお願いしたいと思います。保育の質の向上はすぐに効果が現れる性質のものではないと思いますが、着実に質の向上につながられるよう、区が主体となって日常的に声を収集できる仕組みをコロナ禍の中だからこそお願いいたします。区の考えをお聞かせください。

以上、子育て支援について3点の質問でした。樋口区長の掲げる「子育てしやすさ日本一」の実現には、時代や社会情勢によって変化する子育て事情を早期につかみ、施策の調整を図ることが必要です。子育て世帯に寄り添い、未来を担う子どもたちの健やかな成長をしっかりとお支えいただくことを期待し、質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

〔子ども部長清水 章君登壇〕

○子ども部長（清水 章君） 小野議員のご質問のうち、区立児童館の日曜開放と保育園を利用される保護者から日常的に意見を収集できる仕組みに関するご質問にお答えいたします。

区立児童館の日曜開放は平成23年度にスタートいたしました。平成23年度には、毎月1回、4館ある区立児童館のうち、1つの児童館におきまして乳幼児の親子を対象に開始したところがございます。そして、平成26年度からは、対象を小学生の親子へと広げまして、各館が交代制で1館当たり年9回、4館を合計いたしますと年間36回日曜日に開館をしている状況でございます。

一方、日曜日を含めまして、子どもの遊び場、安心して子どもと一緒に過ごせる居場所として児童館の果たす役割は大変重要であると認識をしております。限られた職員体制の中、併設しております学童クラブも含めまして、安全な児童館運営を継続するという点を考慮いたしますと、直ちに4館一斉の日曜開放を実施することはなかなか難しい状況ではございますが、段階的な拡充も含めまして鋭意検討をしてみたいと考えております。

次に、保育園を利用される保護者から日常的に意見を収集できる仕組みについてのご質問にお答えいたします。

質の高い保育を実現するためには、保育現場の職員一人一人がこうしたらもっとよくなるんじゃないか、こうすれば喜ばれるんじゃないかという視点を持ちながら改善策を話し合う機会を日々つくり出すこと、そしてできるだけ多くの職員が様々な幼児教育・保育の現場を見て学ぶこと、この視点は欠かすことができないと認識しております。さらに、小野議員ご指摘のとおり、保護者の皆様方から日常的に頂くご意見、ご指摘は保育の質を向上させるに当たりまして多くのヒントが得られますとともに、保護者の皆様方と共に子どもたちを育てていくという意味からも大切な視点であると考えております。

保育園送迎時は慌ただしいことに加えまして、面と向かってはなかなか意見を言いにくいこともあろうかと思っております。したがって、保護者の方から気軽に意見を集約する仕組み、各園によって適した方法を区と園とで検討をし、試行錯誤を重ねてまいりたいと考えております。そして、保護者と園と一緒に子どもの発達を支えられる環境を整えることで、保育の質の向上に努めてまいります。

〔地域保健担当部長原田美江子君登壇〕

○地域保健担当部長（原田美江子君） 小野議員のご質問のうち、昨今の事情を考慮した乳幼児健診や乳幼児予防接種の助成についてお答えいたします。

地方の産婦人科病院が減少傾向にある中、お住まいのそばの産婦人科で出産した後、区外の実家で育児支援を受ける里帰り育児をされる方が増加することで、里帰り先での無料の健診や乳幼児の予防接種のニーズは高まってくるものと考えます。このうち乳幼児健診につきましては、出産した医療機関の所在地にかかわらず、どこでも無料で受診することができる既存の制度がございます。一方、里帰り育児の方が里帰り先で予防接種を受ける場合につきましては、現在無料となる制度がございません。議員ご指摘のとおり、出産場所のみによって対応が異なることは制度と現状との乖離として捉え、里帰り育児の方の予防接種の無料化につきましては、今後、区として調査・検討してまいります。

いずれにいたしましても、現制度の内容につきましては、区民の方々にご活用していただけるよう、さらなる周知を進めるとともに、より一層利用しやすい方策を検討してまいります。

○議長（桜井ただし議員） 議事の都合により休憩します。

午後2時16分 休憩

午後2時28分 再開

○議長（桜井ただし議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

11番牛尾こうじろう議員。

〔牛尾こうじろう員登壇〕

○11番（牛尾こうじろう議員） 日本共産党区議団の一員として一般質問を行います。

最初に、千代田区でのまちづくりについてです。

千代田区では、各地で再開発が進められてきました。その多くは市街地再開発事業で、個人施行であったり、組合方式であったりと手法は様々ですが、共通して言えるのは、広場空間の確保

などが地域貢献とみなされ、容積率を上乗せした超高層の建築物に生まれ変わっているということです。市街地再開発事業では一定の広さの土地を統合します。計画地の地権者が多ければ多いほど意見がまとまりにくくなり、現在、170メートルの超高層ビルが計画されている外神田一丁目南部地区や、この間、都市計画決定が決まった小川町三丁目西部南の計画でも、賛成か反対かで住民や地権者同士の対立が生まれています。もちろんその地域をどうしていくかはその地域の地権者や住民が決めることです。賛成、反対など様々な意見が出ることも当然でしょう。（スクリーンを資料画面に切替え）

ただ、再開発を進めるに当たっては、賛成する方、反対する方がお互いに意見を十分出し合えるよう、情報の公開や十分な議論が必要です。ましてや、外神田一丁目のように再開発地域に公有地が含まれていたならば、なおさら慎重な議論やできる限り計画の公開が求められます。

今年の第47回千代田区民世論調査では、まちづくりのよくするために必要なものの問いに「まちづくりに関するデータの公開」「住民と行政がまちづくりを議論する場」との回答が1位、2位でした。（スクリーン表示を元に戻す）

ただ、この間、再開発地域では、ビルのテナントの方から、お客さんから言われて初めて計画を知った。またある地権者の方からは、説明会の案内で初めて知った、などの声が聞かれました。

まずお伺いします。区はこの間進められてきた、あるいは現在進められている市街地再開発について、データの公開や議論の場の確保が十分に行われているとお考えですか、認識をお聞かせください。

千代田区では今後も再開発に向けた動きが各地で進んでいます。私は、再開発が計画されている神田のある地域の地権者さん、ビルオーナーさんからお話を伺ってまいりました。この地域では、計画地を幾つかの区画に分け、超高層のオフィスやマンションを建設することが計画されております。ビルオーナーさんや地権者の方からは、再開発は必要だと思うが、高いビルを建てる大規模な開発はデベロッパーをもうけさせるだけ。まだ使えるビルの空き室を改修して、若い人や学生が住めるようにすれば地域ににぎわいができるのではないかと。代々このビルを守ってきた、簡単には手放せないなど、大きな開発に疑問の声が出されました。

この地域で仮に計画どおりに市街地再開発が進められれば、こうした方々は自らの土地を超高層ビルの床に変えるか、それが嫌なら出ていくしかの2つしか選択肢がありません。確かにこの地域は住民が減る、空き室が増える、ビルオーナーの方は自ら建て替えや改修ができないなど、様々な課題があります。実際に私の代でこのビルは終わりだからどうなってもいいとか、周りは全て買われているから仕方がないなどの諦めの声も聞かれました。しかし、そうした様々な問題を解決するには区画全体をまとめて建て替える大規模再開発しかないのでしょうか。

7月15日東洋経済オンラインは「賞味期限切れが問う日本式まちづくりの大問題」と題する記事を配信しました。記事の中では、大規模開発について、解体や建設に係るコストや環境への負荷、オフィスや住宅の充足度、投資額と将来の価値の収支バランスなどを考えるといろいろ疑問とし、大規模再開発についてそろそろ違うやり方も考えるべき時期ではないかと思うのであると述べています。その上で、中央区の日本橋横山町、馬喰町問屋街地区で行われている新築しな

い再開発を紹介していました。（スクリーンを写真画面に切替え）

日本橋横山町や馬喰町では、この間、古いビルをリノベーションしたゲストハウスやおしゃれなカフェ、レストラン、親子向けカフェ、小さな工房など、様々なお店が増えています。

先日、この地域のまちづくりに取り組んでいる横山町奉仕会の皆さんにお話を伺ってまいりました。横山町、馬喰町は古くからの問屋街ですが、ここ数年閉店した店舗などがマンションやホテルに建て替わっていきました。問屋街の皆さんは、このままではまちが壊れていくと危機感を持ち、問屋街を守るとともに、この間増えてきたマンションの住民の皆さんとも一緒にまち並みを守れないかと考え、今ある建物を生かした再開発をしようという結論に至りました。（スクリーン表示を元に戻す）

ただ、当初は苦労も相当あったようで、ホテル建設やマンション建設について、開発事業者とまともな交渉ができなかったそうです。（スクリーンを写真画面に切替え）そこで、中央区とも活性化に向けた協議を重ね、区は、市街地開発事業指導要綱で、一定の区域でのまちづくりのルールを定めることができる「デザイン協議会」の設置ができるようになりました。以後、横山町、馬喰町に日本橋問屋街デザイン協議会を設置、問屋街のまちづくりのルールを策定しました。対象区域に建築物や工作物の計画を行う開発業者は、確認申請等の手続前にデザイン協議会と計画内容について開発協議を行うことが求められます。協議会は、区域内で発生する建築物の行為にまちづくりの観点から計画内容を審査、必要に応じて修正等を事業者に要請します。また、協議会では閉店する店舗や中古のビル空き室オーナーさんなどと交渉し、リノベーションしてテナントを誘致、こうしたことも行っております。（スクリーン表示を元に戻す）

もちろんどうしてもビルや店舗を手放さざるを得ない事例も出てきます。地元の皆さんは区とも相談をして、区はURにまちづくりの支援を要請します。空き物件が生まれると、地元が望まない開発を抑えるためにURが物件を購入し、さらにテナントや企画を立案する人などの誘致も行い、土地の有効利用を進めております。

私は、話を伺って、問屋街の皆さんのまちづくりとそれを支える中央区の姿勢に学ぶべきものがあると感じました。（スクリーンを資料画面に切替え）

では、千代田区では全くそうした考えがないかと言えばそうではありません。5月に策定された新しい都市計画マスタープランでは、まちづくりの基本方針の中で、地域それぞれが継承してきたまち並み、環境を保全するとし、これらを寸断したり、希薄化をもたらしたりするような建設・開発を抑制していきますと述べております。（スクリーン表示を元に戻す）

そこで質問いたします。都市計画マスタープランでのまち並み環境保全やこれらを寸断したり希薄化をもたらしたりするような建設開発の抑制を具体的にどのように行っていくのか、区の考えをお聞かせください。

さて、2003年3月、千代田SOHOまちづくり推進検討会が、千代田区に対し中小ビル連携による地域産業の活性化と地域コミュニティの再生という提言を行っております。提言では、散財的に増加しつつある民間所有の中小ビルの空き室等を地域の連携により共同利用することにより、それらのスペースがネットワーク化され、あたかも1つのビルとして有効活用が図れるよ

うにするもの。幹線道路に囲まれたおおむね半径250メートルから300メートル程度の徒歩圏の街区を1つの単位として設定し、このエリアでビルオーナー個々が連携し、共同利用できる仕組みをつくることにより、コミュニティの新たな結びつきと産業の活性化を図っていくことを目指すとしています。この提言の内容の中には、今日のまちづくりにも生かせるものがあるのではないかと思います。そこで、中小ビルを生かしたまちづくりの在り方を区としても検討してよいのではないかと考えますが、見解をお聞かせください。（スクリーンを資料画面に切替え）

地域のまちづくりの主体は、当然その地域で住み、働いている方です。まちづくりをどうしていくのかもその地域の皆さんが十分に議論を重ねて決めていくものです。新築しない再開発といっても、外から押しつけてもうまくはいきません。ただ、大事なものは、再開発といった場合、大規模再開発でなく、既存の建物のリノベーションなどでのまちづくりの方法もあるということを知らせることではないでしょうか。（スクリーン表示を元に戻す）（スクリーンを写真画面に切替え）

例えば、豊島区では、豊島区リノベーションまちづくり検討委員会を設置しております。委員には専門家や学識経験者、ビルオーナーのほか、区からは副区長も参加をし、遊休化した不動産などの支援と地域資源を活用しリノベーションのまちづくりを行うことを目標にした「豊島区リノベーションまちづくり構想」を策定しております。また、住民やオーナーさんなど、広く受講生を募り「リノベーションスクール@豊島区」を開催、また、町内会長、商店会長向けのリノベーションまちづくりの説明会、事例見学会などを開催しております。（スクリーン表示を元に戻す）

そこで、千代田区でも千代田版のリノベーションスクールを開催することなど、既存の建物を生かしたまちづくりについての情報発信を行うことを求めますが、いかがでしょうか。ご答弁をお願いします。

さて、まちづくりを進める上で大事な役割の一角を担うのが中小ビルオーナーです。町会活動やお祭り、地域コミュニティの核を担ってきました。しかし、そのオーナーさんたちが苦境に立たされております。テナントが入らず収入源、コロナによってさらに家賃の値下げをテナントから求められる、高い固定資産税も重荷になっております。それでも千代田区で住み続けたいと願うオーナーさんにとっても馬喰町のようなまちづくりは1つの方向性を示すのではないかと思います。ただ、建て替えや改修の費用、空き室対策、様々なことについて支援も必要です。区として中小ビルオーナーさんの困っていることなどを聞き取るなど、実態調査を行うことを求めますが、いかがでしょうか。

続いて、**コロナ禍における児童の学び**について質問いたします。

子どもへのコロナ感染が急増し、学校再開に当たって不安の声が広がる中、新学期が始まっております。学校での感染拡大防止のためにマスクの着用や消毒、教室の換気などの一層の徹底や学校での検査の拡充を求めたいと思います。

さて、子どもへの感染が広がる中で、登校を自粛する児童への学びを保障するために、各学校ではオンライン授業を行っております。そのために、児童や生徒がタブレット端末を使用する回

数も増えていきます。

タブレットの活用は学びを保障する1つの手段となりますが、一方で、保護者の中からは、使用時間が増えることによる子どもへの健康への影響を心配する声も聞かれます。

G I G Aスクール構想の導入で、1人1台端末の配備が行われ、1年が過ぎました。一方、1人1台端末が子どもの教育に及ぼす効果や影響についての研究・検証は、まだ十分に行われてはおりません。画面から発せられるブルーライトによる視力への影響、電磁波の被曝についても、専門家から子どもへのリスクが指摘され始めています。また、動画やゲームへの依存、長時間の使用の、子どもの脳への影響はないのかという心配の声も聞かれております。

そこで、区として1人1台タブレットの導入から1年が過ぎた現在、子どもへの影響を定期的に検証していく必要があると思いますが、区の見解をお聞かせください。答弁を求め、一般質問を終わります。（拍手）

〔教育担当部長佐藤尚久君登壇〕

○教育担当部長（佐藤尚久君） 牛尾議員の1人1台タブレットの子どもへの影響の検証についてのご質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の中で新学期を迎え、本区ではマスク着用や消毒、換気などの感染症対策を徹底しながら学校・園の運営を継続していくことを基本としつつ、各学校で感染不安等により登校できない児童・生徒に対してもオンラインを活用すること等による学びの継続に努めています。議員のご質問にありますタブレットを使用する際の児童・生徒への健康への影響につきましては、導入当初より各学校で配付しているタブレット活用のルールに基づき、日頃より使用の仕方などを指導しているところです。具体的には、正しい姿勢で画面に近づき過ぎないように気をつけること。30分に一度は目を休めること。1日に使用する時間を決めること等を各学校で指導しております。議員ご指摘のように、タブレット端末を授業等での活用を進める一方で、使用する児童・生徒の心身の健康への影響も考慮していく必要があると認識しており、定期的な検証の必要についても研究をしつつ、学校教育でのICTの活用を進めてまいります。

〔まちづくり担当部長加島津世志君登壇〕

○まちづくり担当部長（加島津世志君） 牛尾議員のまちづくりのご質問についてお答えいたします。

早期に都市化の進んだ本区においては、多くの建物が老朽化による機能更新の時期を迎えております。また、特に中小規模の建物の所有者の方々からは、建て替えを検討したものの、小規模で細分化された敷地や経済面などから個別での建て替えが困難な状況であるとの意見も寄せられております。そのような状況の中、様々な地域においてよりよいまちを目指すために地域課題の解決や魅力の創出に向けた検討が行われており、まちの将来像を描いたまちづくり構想を策定し、地区計画の制定を見据えるとともに、具体的な手段としての市街地再開発事業の検討に取り組まれております。

議員ご指摘の市街地再開発事業の対象となる地区についてのデータの公表や議論の場の提供に

については、構想や地区計画の検討の過程でこれまでも共有を図り、場を設けてまいりました。再開発事業における権利関係の調整など、検討の熟度に応じて慎重な対応を要する情報もあることから、データの公開や議論の場の設定については、今後も適切に対応をしてまいります。

次に、都市計画マスタープランで掲げているまち並み、環境の保全と建設開発の抑制のお尋ねですが、秋葉原や神保町、丸の内や霞が関など、千代田区には商業、文化、教育、行政、経済など、多様な都市機能が集積し、特色あるかかわいを形成しております。また、江戸城の城郭に由来する皇居の緑とお濠、神田川、日本橋川は、本区のみならず23区におけるエコロジカルネットワークの核となっております。また、千代田区は、江戸の町割を継承しながら魅力ある複合市街地として発展してきました。このようにかかわいの個性や緑と水辺のネットワーク、複合市街地の魅力を希薄化させる開発・建設は抑制する必要があると認識しております。一方で、地域の個性を高めたり、緑と水辺の公共空間とその連続性を創出したり、にぎわいある複合市街地の形成を誘導するような建設開発はこれを積極的に誘導してまいります。

次に、中小ビル連携による地域産業の活性化と地域コミュニティの再生の提言を生かして、中小ビルを生かしたまちづくりの在り方を区として検討してみてもとのことですが、現在も提言の趣旨を踏まえて事業が実施されており、連携してまちづくりを進めることが重要であると認識しております。

次に、既存建物を生かしたまちづくりについて、リノベーションスクールを開催するなどの情報発信についてですが、本区においては、既にまちみらい千代田と連携したちよだプラットフォームスクウェアにおいて、家守事業を核とした民間不動産活用型リノベーション・エリアマネジメントに取り組んでおります。様々な世代と地域が共に創造しながら新たなビジネスや文化を生み出していくための拠点として活動しております。具体的には、旧酒店のビルをリノベーションし、「錦町ブンカイサン」として地方との連携を図り、低層部は食べられるミュージアム、上層部は農耕型インキュベーション拠点として生まれ変わりました。また「レンベース」などリノベーションによるまちづくりに取り組んでもおります。区としては、その情報発信や発展に向けて引き続き連携や支援を図ってまいります。

最後に、中小ビルオーナーさんへの聞き取りなどの実態調査についてですが、リノベーションや建て替えだけではなく様々な問題を抱えていることと思われまので、何を目的に聞き取りをするのか、それをどう生かしていくのか、聞き取りは中小ビルオーナーさんだけでよいのかなど、様々な観点からの検討が必要でありますので、まちづくりの視点だけではなく、関係する部署とも連携を図ってまいりたいと考えております。

○11番（牛尾こうじろう議員） 再質問をいたします。

まず、情報公開、そして議論をする場のことについてですけれども、様々な場でやっていらっしゃるというご答弁ですけれども、しかし、やはり区民世論調査では5割近い方々がデータの公開というこれを求めておりますし、4割の方が議論する場、これが足りないと、これをやればまちづくりがよくなりますよという回答をしているわけで、やはし今の公開の場、議論の場ではやっぱり不十分という答えが、やっぱり世論調査でも表れているわけですね。やはり都市計画の

手続に入る前に、そうしたものもしっかり公開をしていくということが求められている。で、回数も規模もですかね、これも拡充していく必要があると思うんですけども、その辺の考えをお聞かせください。（ベルの音あり）

あと、リノベーションのスクールの問題ですけれども、確かに様々な取組をやられているというのは分かるんですけども、そうしたリノベーション学習会を、単にビルオーナーさん、地権者だけじゃなくて、やはり中小ビルを自分でどうしようかと悩んでいらっしゃる方々、地域に、全体にこうしたまちづくりの在り方がありますよという、そうした学習の場、情報提供の場というのもぜひご検討していただきたいと思いますので、その2点をよろしく願いいたします。

〔まちづくり担当部長加島津世志君登壇〕

○まちづくり担当部長（加島津世志君） 牛尾議員の再質問にお答えさせていただきます。2点あったかと思えます。

まず1点、データの公開や議論の場が十分に確保されていないのではないかとこのところでございます。先ほど申し上げましたとおり、市街地再開発事業は構想や地区計画に記載した将来像を具現化するための手段です。したがって、データの公開や議論の場というのは、構想や地区計画を制定する際に十分に行っていく必要があります、その部分についてのご指摘ということであれば、今後、より丁寧に、各種データの活用、議論の場の創出に努めていきたいというふうに思います。また、市街地再開発事業については、地権者個々の権利関係のこともありますので、こちらについては慎重に対応し説明していく必要があると、そういうふうに考えております。

もう一点、リノベーションスクールなんですけれども、先ほども答弁したとおり、リノベーションスクールという呼び名ではないですけども、プラットフォームスクウェアにおいてリノベーション・エリアマネジメントなどの取組がなされております。リノベーションスクールと同等、あるいはそれ以上のことを行っているのではないかなというふうに思っております。新たにというよりも、現在行われているそういった取組が不足しているというご指摘であれば、具体的な内容について、今後調整をしていきたいなというふうに考えております。

○議長（桜井ただし議員） 次に、10番飯島和子議員。

〔飯島和子議員登壇〕

○10番（飯島和子議員） 日本共産党区議団の一員として、一般質問を行います。

質問の前に、11日の、区役所前における交通事故に遭われた方々にお見舞いを申し上げます。この中に、長きにわたり、区の事業に参画、ご尽力された方も巻き込まれ、犠牲となったことに、悲しみと衝撃を受けています。謹んでお悔やみを申し上げます。

初めの質問は、富士見二丁目3番街区再開発計画の予定地域内に含まれる区有地についてです。

予定地域は、JR飯田橋駅西口前、早稲田通りと大神宮通りに囲まれ、A敷地4,092平米とB敷地約180平米の2つの敷地となっています。A敷地には、今は富士見二丁目広場として利用されている旧富士見福社会館・児童館跡地が約17%、711平米が含まれています。地権者は約30名、15世帯と千代田区です。現在、準備組合がA敷地に21から24階建てに40戸の住宅と公共公益施設と事務所と店舗、B敷地に7から9階建てに公共公益施設と事務所を予定

しており、今年度中に都市計画決定、告示、2027年度に竣工予定としています。

3点伺います。1つは、再開発に区有地が入ることについてです。準備組合が5月に住民説明で示した計画には区有地が入っています。区長は地権者としてこの再開発に加わることをいつどこで決めたのでしょうか。

2つ目は、区有地の利活用についてです。当計画には公共公益施設が示されています。これは住民要望が反映されているのでしょうか。富士見出張所地域は60歳以上人口が麴町出張所地域に次いで多いにもかかわらず、高齢者施設がない地域です。高齢者が歩いて気軽に集えるふれあいサロンやデイサービスなどの高齢者施設の要望も出されています。また、子ども人口も増え、ボール遊びができる広場の要望もあります。幅広く住民要望を聞く必要があるのではないのでしょうか。この区有地の利活用について、住民要望をどのように集約、反映させる予定でしょうか、答弁を求めます。

3点目は、区有地の扱いです。現在、まちづくり特別委員会では、外神田一丁目再開発計画において、公有地の扱いをめぐる熱い論議がされています。区の土地や建物は区民共有の貴重な財産だからです。区有施設を使い勝手のよい単独で整備するのか、あるいは再開発内の民間施設に入れるのか否かについては、区民の声を聞き、それを踏まえて慎重に決めるべきです。富士見二丁目3番街区における区有施設は区の単独の施設として維持するのか、民間施設と一体化するのか、区有地における区の権利の取扱いについて、区長は区民の声をどのように反映させる予定でしょうか。準備組合は今年度中の都市計画決定、告示のスケジュールを示しています。手順手続を踏まえ、区民の意見や要望を反映させる方法について答弁を求めます。

次に、**区立九段中等教育学校の男女別定員制度について**質問します。

当校の入学生は、区内、区外の男女それぞれ40名ずつ、合計160名が適性検査によって選考されています。設立当時、義務教育年齢でありながら区立学校で選別を行うことは、受験戦争の低年齢化を招くことになる」と指摘をしてきました。現在、それが的中していることが残念ではありますが、在校生が希望を持って学べる場になってほしいと強く願っています。

当校設立の基本計画には、多様な個性や考えを持つ他者との活動を通じて豊かな人間性や社会性を養う。国際社会に生き、将来の日本を担う人間として求められる資質を育てると明記されています。この点からもジェンダー平等の視点は欠かすことはできません。しかし、適性検査結果順位で男女別々に募集人数を選考すると合格ラインに男女で差が生じる場合があり、ジェンダー平等に反すると同時に、「適正」を重視することと矛盾します。同じ点数でありながら、男女で合否が異なることは不合理ではないのでしょうか、見解を伺います。

現在、全国の公立学校、中等教育学校は、男女別の枠を設けない募集が主流です。枠を設けている公立高校は都立高校普通科のみであり、中等教育学校においても、千葉県と東京都以外は、枠を廃止、あるいは検討中です。そもそも都立高校の男女別定員制度は、戦前の旧制中学が新制高等学校に移行し、共学制度が全面実施となった1950年度に導入されました。当時は旧制中学は男女別学でカリキュラムが異なり、学科によって男女の学力差が大きかったことと、前身高が有する施設整備の不足を理由に男女の比率は学校によって異なり、旧都立九段高校の場合は1

学年が男子300人、女子100人でした。その後、1990年度から、都教育委員会は、女子の定員は全て40%以上に是正し、現在の募集人数は、都内公立中学は中学3年の男女比率に応じて決められ、2021年度はおおよそ男子52%、女子48%とのことです。また、合格最低点の格差是正の緩和策として、募集人数の1割を男女混合の総合成績順に合格とすることを2020年度から取り入れ、2021年度は40校が実施をしました。2019年6月に行われた都立高校の入試制度を話し合う検討会では、男女別の合格最低点に100点以上の差がある学校もあり、受験生から不当な差別と提訴されたら都側が敗訴する可能性もあるという意見も出され、男女別定員制に疑問の声が相次いだと報道されています。

また、今年の都議会第2回定例会で、藤田教育長は、男女別定員による不公平感を軽減し、より男女平等な入学選抜を目指すと答弁されました。都立高校入試のジェンダー平等を求める弁護士のは、能力に応じて等しく教育を受ける権利を保障する憲法26条や性別などによる教育上の差別を禁じた教育基本法4条、同一の試験を保障する女子差別撤廃条約に反すると指摘をしています。

朝日新聞が6月に行った47都道府県に対するアンケート調査によると、男女別定員のメリットとして、混声合唱や体育、部活での団体活動が実施しやすいなどの声があった一方、枠を設けていないことで男女の人数に差が生じることがあるが、課題は生じていないという自治体もあったと報じています。また、成長度合いの遅い男子を排除する可能性があるという声もありますが、認知神経科学を専門とする東京大学の四本准教授は、女子のほうが早く体が大きくなるのに伴って、脳も大きくなるスピードの平均値は女子のほうが早い、脳の大きさが学業成績と直接的に関連するという知見はないとした上で、性別で異なる基準を設けることは科学的妥当性に乏しいと述べています。男女別の定員枠廃止についての見解と廃止に向けた検討を求めます。

性自認の多様化の中で、九段中等教育学校の願書にはいまだに性別記入欄があり、小学校の先生宛ての文書には性別が正確に記載されているか、チェック欄もあります。男女別定員がある以上、この欄は不可欠です。しかし、性自認の多様化の中で、2021年4月厚労省は、履歴書の様式例を国として初めて発表し、性別欄は未記入でもよいことを認め、この様式例の活用を企業に求めています。大手文具メーカーは、性別欄のない履歴書も販売するようになりました。東京都は、2020年度から、職員採用試験の受験申込みの性別記入欄を廃止しました。性的少数者への配慮を理由と説明しています。萩生田文部科学大臣は、都立高校の入試について、今年5月の記者会見で、性的マイノリティの皆さんへの配慮ということは、それぞれの自治体が適切に判断してほしいと述べています。未成年者にも、性自認に悩む方々は少なからず存在します。国際平和・男女平等人権課が昨年8月に行った区民意識調査で、LGBTsについて13歳から17歳を対象にした問いに、「周りに悩んでいる人がいる」と答えた方は8.5%、「自分が悩んでいる」には6.3%という結果が示されました。入学願書で性別記入を強要することは、性的少数者に対して門戸を閉ざすことになるのではないのでしょうか、廃止を求め質問を終わります。(拍手)

[教育担当部長佐藤尚久君登壇]

○教育担当部長（佐藤尚久君） 飯島議員の区立九段中等教育学校の男女別定員制度についてお答えいたします。

区立九段中等教育学校の入学者の決定については、千代田区立九段中等教育学校入学者決定に関する実施要綱で定めております。本実施要綱は、都立中高一貫教育校の実施要綱に準じて定めており、これは東京都全体の子どもの男女比や私立学校の定員の構成比等を総合的に勘案して男女別定員制度を採用しているものと考えられます。こうした経緯の中で、区立九段中等教育学校も男女別定員制度を採用していることから、議員ご質問の、同じ点数でありながら男女で合否が異なる場合があるかもしれませんし、入学願書に性別記入欄があることも生じております。いずれにしても、東京都議会において、都の教育長が男女別定員による不公平感を低減し、より男女平等な入学者選抜とすることを目指すと答弁していることから、東京都においても、この男女別定員制度についての見直しが行われるものと考えられます。

本区としても、東京都の動向を注視し、都の見直しに沿った形で男女別定員制度について検討してまいります。

〔財産管理担当部長大森幹夫君登壇〕

○財産管理担当部長（大森幹夫君） 飯島議員の富士見二丁目3番街区再開発予定地域内の区有地についてお答えいたします。

まず、再開発に区有地が入ることについてですが、当該地域のまちづくりについては、ご案内のとおり、まちの機能更新が活発化する中で、駅や駅周辺の様々な地域の方々に主体的にまちづくりを議論するためまちづくり協議会を設置し、それぞれが地域の課題を共有しながらまちづくりの取組が進められてまいりました。その中で、飯田橋・富士見地域まちづくり基本構想やガイドラインなどが策定され、地域にとって長年の懸案だったJR飯田橋駅のホーム改良や駅西口の広場整備が実現されるとともに、飯田橋サクラテラスの開発や飯田橋駅東地区の都市計画も決定されてきました。

ご質問の富士見二丁目3番街区についても、このまちづくり基本構想の実現に向けて、地域の方々が主体となり、平成23年からまちづくりの勉強会が始まり、平成25年には再開発協議会が、平成26年には再開発準備組合が設立され、市街地再開発事業を見据えたまちづくりの検討が行われてきたところでございます。

区としても、まちづくり基本構想やガイドラインなどの具現化に向けてまちづくりを進めるべく議会にも適時ご報告するとともに、地域のまちづくり協議会においても、都度報告や課題共有が図られてきたところでございます。

なお、市街地再開発事業への参加につきましては、現在は任意組織の準備組合であり、加わってはいませんが、今後、法に基づく再開発組合が設立される時点において組合員として加わっていくことになります。

次に、エリア内における区有財産の活用については、今後、区における行政需要や議会でのご議論、地域の要望などを踏まえながら、総合的な観点から活用の方向を定めてまいります。まちづくりや再開発の流れの中で地域の課題解決にも資するよう、地域の声の把握の仕方も工夫しな

がら適切に対応してまいります。

最後に、区有施設の整備手法についてでございますが、市街地再開発事業においては、技術的な側面が極めて高いことから、都市計画法のルールに照らし合わせながら、区有財産の活用の議論とセットで方向性の検討を進めてまいります。

○10番（飯島和子議員） 再質問いたします。

富士見の再開発のことについては1点、今後、組合員として加わるというふうに明言されました。これについては、いつ、どこで決めることになるのでしょうか、お答えください。

それから、九段中等教育学校のことなんですが、東京都のほうに準じてというお話がありました。これを、なぜ区立なのに、区としてきちっと、区として主体的に決められない理由は何か、伺いたいと思います。というのは、東京都のほう、都立学校のほうも、もう31年前の報告書の中でも、男女合同定員制の採用が望ましいと、検討会の報告書で出されているんですね。それから31年間たってもそのままなんです。

で、東京都の動向を見ながらとか、そういうことをおっしゃいましたけれども、区立なんです、九段中等は。ですから、区として、きちっと、主体的に決めていただきたいと思う。で、来年度の入学生の募集が間もなく始まると思うんです。来年度の入学をしたいなと思っていらっしゃる方の中にも、ひょっとしたら男女別を書くのがどうも気が進まないという、そういう方々、いらっしゃるかもしれません。その方に門戸を閉ざすことになってしまいます。ですから、これを否定しないならば、1年も早く、きちっと、全体の流れに沿った形で枠を外し、男女別の性別の欄を廃止していただきたいというふうに思います。先ほどのことで答弁を求めたいと思います。以上です。

〔教育担当部長佐藤尚久君登壇〕

○教育担当部長（佐藤尚久君） 飯島議員の九段中等教育学校の再質問にお答えいたします。

確かにご指摘のとおり、区立学校として、区の責任においては是正しなければならない事項も多々あると思います。その点については是正していくという考えは持っております。しかし、この九段中等教育学校ですが、学校の母体が都立の九段高校であった経緯、そして何より都立九段高校の移譲の条件として、この入学者選抜については都立の中高一貫教育校と連携し情報交換を行うこととなっております。したがって、今すぐ区独自で変更できる状況にはないということから、都の見直しに沿った形で見直すというお答えになってしまうということでございます。ぜひ、ご理解のほどお願いします。

〔財産管理担当部長大森幹夫君登壇〕

○財産管理担当部長（大森幹夫君） 飯島議員の再質問にお答えいたします。

組合員としていつ加わるのかという再質問でございます。今後、都市再開発法に基づく第一種市街地再開発事業の都市計画が決定し、市街地再開発組合が設立されると、同法第20条に基づき、区は組合員として参加することになります。

○議長（桜井ただし議員） 議事の都合により、休憩します。

午後3時15分 休憩

午後3時28分 再開

○議長（桜井ただし議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

6番岩田かずひと議員。

〔岩田かずひと議員登壇〕

○6番（岩田かずひと議員） 2021年第3回定例会一般質問をさせていただきます。

皆さんは、バードストライクというと、どんなことを想像するでしょうか。恐らく多くの方が飛行機の操縦席のウインドシールドに野鳥がぶつかったり、ジェットエンジンに野鳥が巻き込まれるなどの航空機事故を想像するのではないのでしょうか。しかし、バードストライクをそのまま訳せば読んで字のごとく鳥がぶつかる事故であり、それは飛行機には限らないのです。例えば、鉄道や鉄塔、高層ビルなどの人口構造物に衝突することも指すのです。最近では、全体がガラス張りで鏡のようなビルが増加したことで、これに映った背景と本物の空との区別がつきにくくなり、鳥がビルの存在に気づかず衝突したり、反射する太陽に反応して衝突する事故が増えていると見られているそうです。鳥の衝突死は、衝突によって命を落とす場合だけではなく、窓に衝突した衝撃で気絶し、高いところから落下して命を落とす場合もあるわけで、ビルが高ければ高いほど死の危険性は増大するでしょう。国内のある大学の発表によると、野鳥の死因のトップは捕食などの要因を抑え、全体の50%弱で圧倒的にビルなどへの衝突死が多いのだそうです。

2年前の記事ではありますが、アメリカ国内で高層ビルにぶつかって死ぬ野鳥は、年間およそ6億羽に上るという調査結果をアメリカコーネル大学鳥類学研究所が発表しました。また、別の研究機関によると、死亡被害は年間6億羽どころか10億羽にも上るとも言われているそうです。野鳥は高層ビル群の人工的な照明によって方向感覚を失い、壁面や窓ガラスに衝突してけがをしたり死んだりすることもあるのだそうです。どちらにしても、日本では私たちの日頃の生活ではなかなか見えてこない、あまり表立って出てこない事実ではありますが、看過できないものだと認識しております。

例えば、シカゴにある高層ビル1棟だけで、年平均1,480羽の鳥が衝突死したことが確認されています。つまり、このビルだけで14年間に約2万羽以上の鳥が命を落としているというのです。また、昨年ペンシルベニア州の鳥獣保護団体は、同州フィラデルフィア市内で推定1,000羽から1,500羽の鳥が一晩で死傷する異例の事態が起きたと報告したそうです。ちなみに日本では、アメリカほどではありませんが、大阪市内中心部にある、とある1つのビルで1年間に33羽の鳥が衝突死しているという記事がありました。これは日本野鳥の会大阪支部のホームページよりです。たった1棟のビルで33羽ということは、10年間では数百羽が死んでいるだろうということが容易に推測できますし、大阪市内全体では一体どのくらい、日本全国ではどのくらいの鳥が被害に遭っているのでしょうか。地域も違うし、単純計算するわけにはいきませんが、千代田区では一体どのくらいの数の鳥が被害に遭っているのか、数字がありましたらお答えください。

ちなみにニューヨーク市では、年間9万羽から23万羽が高層ビルに衝突死しているとの推定

があり、生態系への影響が懸念されていたことから、ニューヨーク市議会は、高層ビルの新築や改装の際に野鳥の衝突を防ぐ加工を施した窓ガラスの採用を義務づける条例案を可決し、2020年12月に発効しました。この条例により、鳥が認識しやすい加工やデザインの素材の使用を義務づけし、ガラスに模様や紫外線フィルムをつけることで鳥の衝突が大幅に減らせるのだそうです。ほかにもカリフォルニア州サンフランシスコ市では、ニューヨーク市よりも早く、この、鳥をガラス窓から守る条例を採用しているそうです。

また、透明防音壁や建物の窓に衝突して死ぬ鳥は年間約800万羽の韓国、その韓国の東亜日報2020年11月17日の記事では、窓ガラスにステッカーを貼るという方法を紹介しています。東亜日報によりますと、猛禽類のステッカーを貼ることもあるが、これはあまり効果がない。国立生態院は、2018年に発表した「野生の鳥と窓ガラスの衝突」と題した報告書で、形が重要なのではなく、鳥が遮られたガラス窓があることを認識できるほど多くつけてこそ効果があると指摘。ほとんどの猛禽類ステッカーはまばらに貼り付ける。最も簡単な選択肢は、格子柄、透明性を維持しながら、鳥が構造物として認識できるように一定の間隔で柄を入れること。海外研究によると、鳥は高さが5センチ未満、幅が10センチ未満の柄があれば構造物であると認識して避けていくという、韓国でも効果が立証された。2018年テジョンの防音壁を2区間に分けて片方だけに格子状ステッカーを貼り付けたところ、11か月間、貼り付けていない区間では200羽が死んだが、貼り付けた区間では4羽のみ確認された。この方法は一般建物でも活用できる。国立生態院・動物管理研究室のキム・ヨンジュン室長は、鳥が窓に反射された空を何も無い場所と勘違いしないように、縦5センチ、横10センチ以内の間隔で表示することが重要だとし、窓の外側にステッカーを貼ったり、ロープをたらしたり、アクリル絵の具で絵を描くなど、様々な方法を活用できると説明した。色ガラスをつけるか、様々な紋様のフィルムを貼るなど、デザインを变形することも有効だと述べております。が、残念なことに、このステッカーを使った方法は効果があまりない俗説であるとの意見もあり、あくまで一例としてご紹介いたしました。

ただ、全米オーデュボン協会などの鳥獣保護団体は、建築家や開発業者に対し、自然界のニーズにもっと気を配るよう訴えています。このように世界的にも高層ビルなどから野鳥を守ろうという動きが出てきている今、千代田区では現存するビルに対してどのような対策をしてきたのか、また、今後多くの区民の反対を押し切ってまでも建てようとしている外神田一丁目再開発の170メートルのビルや、現在高さ制限60メートルの地域に150メートルのビルを建てようとしているとうわさの日本テレビ建設のビル開発業者や施主などに対し、もしも建設される際にはどのような指導なり対応をしていくのかをお聞かせください。

次に、**区長招集挨拶**について質問させていただきます。

本区においては、今後も、当分の間、人口が増加することが想定されておりますと、まるで他人事のように述べていますが、人口は勝手に増えるものではなく、増える政策をしたから増えるのではないのでしょうか。ご存じだとは思いますが、1998年3月に策定され、2021年5月に改定された「千代田区都市計画マスタープラン」の上位計画は「ちよだみらいプロジェクト」であり、その上位計画は2001年10月の千代田区第3次基本構想です。この千代田区第3次

基本構想ができた前年は、区の人口は約3万6,000人で、増やせ増やせと躍起になっている頃です。そういう意識の中でできた千代田区第3次基本構想を上位計画のままにしているので、2025年に見込んでいた人口の6万5,541人を、本年9月1日現在、既に突破しているにもかかわらず、いまだに容積率を緩和し、人口を増やせ増やせの方向に進んでいるのではないのでしょうか。もう20年も前の構想を現在の計画の上位計画にしているとは違和感しか感じません。いかげんここで根本的な見直しをしてみてもいいのでしょうか。

近年コロナ禍により脱東京が加速するなど、時代は大きく変化しているが、戦後76年たっても日本は全く進歩していない。太平洋戦争の際も、戦争の機運が高まり引くに引けない状況になったという話も聞きます。それと同様に、その場の空気に流されるのではなく、科学的根拠などに基づいた政策を行うべきで、時には一旦引くことも大事ではないのでしょうか。何十年も前に立てた計画があるからといって、その計画どおりにやみくもに突っ走るのではなく、一旦立ち止まり、時には引くことも、また勇気です。

急激な人口の増加により、私の母校である麴町小学校では教室がついに足りなくなり、隣接する麴町区民館を改装して教室にするという信じられないことが行われております。にもかかわらず、今後もまだ人口を増やすべく容積率の緩和を続けるというのでしょうか、お答えください。その際、区長の目指している人口は何万人を目標としているのでしょうか、それも併せてお答えください。

次に、地球温暖化対策についてです。区長はどの程度ゼロカーボンを実現しようと考えているのでしょうか。ゼロカーボンは、企業や家庭から出る二酸化炭素などの温暖化ガスを減らし、森林による吸収分などと相殺して実質的な排出量をゼロにすることですが、都や国の言うとおりにするだけでは本当の実質ゼロカーボンは実現できないでしょう。例えば、区内のあちこちで建てられようとしている超高層ビル、CO₂だらけではないですか。幾ら面積当たりのCO₂が半分になったとしても、容積率を緩和して現在の3倍の高さのビルを建てたら、単純にCO₂排出量の総量は従来の1.5倍になってしまうのではありませんか。だから目先のごまかしでCO₂を削減しているように見せかけるのではなく、総排出量で計算しなければいけないのです。

容積率の緩和のためにしている樹木など、緑化についても同様です。緑化によって容積率緩和という制度を業者に利用させるだけではなく、排出しているCO₂と同等もしくはそれ以上の吸入を求めるべきです。暑さ対策としても考えているならば同様で、効果がなければも無意味です。また、水辺についても同じです。お濠の水の浄化装置をつけることによって容積率を緩和しても、実際は浄化装置によってきれいになるスピードよりも汚れるスピードのほうが早いために、いつになってもお濠はきれいにならないとか、名前ばかりの親水性で、雨の後はどぶのような臭いをする川に船着場を造ることによって容積率を緩和するのはちょっと違うのではないかと思います。

例えば、生態系の変化で動物が絶滅していくことは、人間で言えば歯が1本ずつ抜けるのと同じようなことではないのでしょうか。そのときはたかが歯の1本くらいと書いていても、1本が2本になり3本になり、そしていずれ健康被害が生じたときにはもう手遅れです。

ネイティブアメリカンの教えの中に「7世代先まで考えよ」というのがあります。台地は先祖

から譲り受けたのではなく、我々の子孫から借りているのです。母なる大地の内臓をえぐるようなまねをしてはいけません。2050年まであと30年弱ですが、30年なんてあっという間です。ただやりましたというだけの既成事実ではなく、区長の本気度を見たいのです。目標を設定し、目指したけれど達成できませんでしたでは意味がありません。国や都の指針よりももっと厳しく律しなければ2050年にゼロカーボンの実現は不可能だと危惧しておりますが、区長の考えをお聞かせください。

そして、再質問は一度しかできませんので的確な答弁をお願いいたします。というのも、2020年第4回定例会で、有効な注水ははしご車の高さから水平の高さなので、千代田区内の40メートルのはしご車では、200メートル級の超高層ビルや番町に建設するとうわさの150メートルにもなるという日本テレビの超高層ビルの超高層階どころか、高さ60メートルの日本テレビのスタジオ棟の高層階でもビルの外から有効注水の高さには届きませんという質問に対し、消防車も横づけできるような高層ビルのほうが消火活動はしやすいとの理事者からの答弁がありました。ビルに横づけしようがしまいが区内の消防車では最高40メートルまでしか有効注水できないのは小学生でも分かることです。なので、このような的外れな答弁ではなく、丁寧、的確、分かりやすい答弁をお願いいたします。

質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

〔環境まちづくり部長印出井一美君登壇〕

○環境まちづくり部長（印出井一美君） 岩田議員の地球温暖化対策に関するご質問にお答えします。

容積率緩和とCO₂排出量増加についてのお尋ねですが、再開発事業と都市計画手法を用いて既成市街地を機能更新することで、老朽建物の共同化によるエネルギーの効率化や建物設備の環境性能の向上が図られ、床面積当たりのCO₂排出量は大きく減少いたします。地球温暖化対策条例を施行した2007年度から2018年度を比較すると、業務系床面積は約15.4%増加しましたが、エネルギー消費量は約17.2%減少し、CO₂排出量も約11.6%減っております。この間、区内各所で再開発事業等を活用した市街地の機能更新に取り組みましたが、こうした取組も含め、CO₂の排出量が総量としても減少したものと認識しております。仮にこの間、こうした機能更新がなく、エネルギー消費量が不変であったとすれば、電力のCO₂排出量が約8.4%増加していることから、CO₂排出量は減少どころか増加したものと考えられます。さらに、電力自由化を契機に、2050年のカーボンニュートラルに向け、再生可能エネルギー由来の電力供給が加速度的に進んでいます。特に事業で使用する電力を100%再生可能エネルギーで賄う「RE100」を宣言する企業も増えており、今後は機能更新による消費エネルギーの削減とオフィスの「RE100」化により、床面積が増加してもCO₂の排出量の大幅な削減が可能と考えます。また、再開発で面的エネルギーの利活用を進め、他の街区と連携したエネルギー負荷の低減や地域のエネルギーレジリエンスの強化が図られます。地球温暖化対策のみならず、災害に対する強靱化の観点からも再開発事業と都市計画手法の適正な活用を図ってまいります。

次に、国や都より厳しく律するべきであるとのお尋ねですが、これは地域推進計画に掲げる2

030年までの区の対策目標42.3%が国や都より低いことについてのご指摘かと考えます。区の対策目標は、有識者や区民、事業者等で構成される地球温暖化対策推進懇談会でご意見を伺い、施策の実施による削減量を試算して算出したものでございます。数値目標は単に高く設定すればよいというものではなく、一定の裏づけが必要かと考えます。国や都の目標はいわゆるバックキャスト手法による数値設定であり、今のところ算出根拠が示されていない部分もございます。一方で、区としても中期目標の重要性は認識しており、さらに踏み込んだ取組の可能性を模索し、計画改定後においても、国や東京都の算出根拠の提示、懇談会や議会でのご議論などを踏まえて適切に対応をしてまいります。

〔まちづくり担当部長加島津世志君登壇〕

○まちづくり担当部長（加島津世志君） 岩田議員のご質問についてお答えします。

初めに、バードストライクについてお答えします。千代田清掃事務所による動物死体処理の実績を見ると、東京都からの清掃事業の事務移管があった平成12年度では、猫318体、犬10体、鳥を含むその他が25体となっておりました。これが直近の令和2年度では、猫22体、犬6体、鳥を含むその他が27体であり、猫が9割を超えて大幅に減少する一方で、犬とその他は平成12年度とほぼ同様の実績となっております。また、平成12年度から令和2年度までの約20年間において、鳥を含むその他の処理件数は各年度30体前後を推移している状況であることは把握しておりますが、その原因の特定まではしておりません。

次に、外神田一丁目再開発及び日本テレビ建設に関するご質問ですが、バードストライクは、一般的には建築物の窓ガラスに映し出される景色を空や周囲の木などと誤認することが原因と考えられており、高層の建築物に限ったものではないと認識しております。明確な原因の特定ができていないことから、区として何らかの指導をすることは考えておりません。

次に、区長招集挨拶に関するご質問のうち、容積緩和についてお答えします。今後もまだ人口を増やすべく容積率の緩和を続けるのかといったご意見ですが、開発諸制度等による容積率の緩和は人口を増やすことだけが目的ではございません。例えば、大規模な開発事業や建築計画であれば、自立分散型のエネルギー基盤の構築や最新の環境技術の導入など、脱炭素社会の実現に向けた先駆的な取組への展開が期待できます。また、老朽市街地の一体的な機能更新による防災面での強靱化など、様々な効果につながるものと考えております。

いずれにいたしましても、土地の高度利用が求められる千代田区において、地域の課題解決、魅力の創出に向け、緩和と貢献のバランスを図りながら市街地の更新を図っていくべきものと認識をしております。

〔政策経営部長細越正明君登壇〕

○政策経営部長（細越正明君） 岩田議員の区長招集挨拶に関するご質問のうち、本区の人口目標についてお答えいたします。

第3次基本構想策定当時は、基礎的自治体として自治権拡充を目指す中で人口回復が課題となった背景があり、定住人口の目標を掲げた経緯がございます。現在、本区の人口は6万7,000人を超え、今後も当分の間、増加する見込みとなっておりますが、一方で、我が国全体では人口

減少局面にあります。

本年5月に改定した都市計画マスタープランでは、豊かな都心生活の継承・創造という視点から、どれだけ定住人口を回復させるかという住宅床・戸数などの量的確保を重視した開発誘導の考え方を住環境や住まい方の質的向上へ転換する旨を示しており、今後の人口の変化にも柔軟に対応できる区政運営に努めてまいります。

○6番（岩田かずひと議員） 再質問させていただきます。

まず、床面積が増えてもCO₂の削減が可能ということをご答弁いただきました。ならば、ぜひやってください。お願いいたします。

そして、容積率の緩和は人口を増やすだけではない、あとは防災面の強靱化などがある。でも、まず容積率の緩和は人口を増やすだけではないとおっしゃいますけれども、結局増えていますので、それに対する対策もちゃんとしてから、やっていただきたいと思います。また、防災面の強靱化とおっしゃいますけれども、大きなビルとかを建てれば、そこに公開空地などで恐らく避難場所として活用するんでしょうけれども、そこで密になったり、そういうこともありますので、そういう対策をまず取ってからやっていただきたいと思いますので、そこをよろしくお願いいたします。

（「質問じゃないだろう」「質問じゃないです」「意見だけを述べているんだろう」「答弁要らないよ」「答え、要らないよ」と呼ぶ者あり）

〔環境まちづくり部長印出井一美君登壇〕

○環境まちづくり部長（印出井一美君） 岩田議員のご質問のうち、容積率緩和とCO₂排出量ということでしたが、ご要望というような趣旨でございましたけれども、先ほどもご答弁申し上げたとおり、現実に機能更新を進めることで現行条例の対策目標には達しませんでしたけれども、CO₂の排出量は減っております。まちづくりにおいて、やはりこの、様々な課題の中で、都市としての持続可能性ということが非常に重要になってございます。そういった視点からも、今後とも都市計画手法を用いた市街地の機能更新に当たっては、脱炭素まちづくりというのは最重要課題だと考えておりますので、総量としても、原単位ではなくて、総量としてもCO₂の排出量削減に向けて取り組んでまいります。

〔まちづくり担当部長加島津世志君登壇〕

○まちづくり担当部長（加島津世志君） 岩田議員の再質問にお答えさせていただきます。

本編のご質問は、今後もまだ人口を増やすべく容積率の緩和を続けるというのでしょうかということでしたので、先ほどの答弁をさせていただいたところです。

先ほども申し上げさせていただきましたけれども、容積率の緩和を想定した開発諸制度は一定程度の開発規模になりますので、そういった開発に伴い、環境や防災、空間や機能など、地域に貢献できる、そういう寄与することが期待できるということだというふうに考えております。

○議長（桜井ただし議員） 次に、18番たかざわ秀行議員。

〔たかざわ秀行議員登壇〕

○18番（たかざわ秀行議員） 令和3年第3回定例会に当たり、千代田区議会自由民主党の一員として質問をいたします。

今回、乳幼児が新型コロナウイルスにかかった場合の本区の対応について2点伺います。

新型コロナウイルス感染症が発見され、間もなく2年がたとうとしています。現在は、WHOがパンデミックを宣言してから、世界では感染者が2億2,000万人を超え、我が国においても感染は拡大し150万人を、死者は1万5,000人を超えました。諸外国と比べれば感染者も死者も少ない状況ですが、まん延防止等重点措置や緊急事態宣言が繰り返し発令、延長が繰り返され、経済は疲弊し、医療は崩壊しつつあります。国や各自治体はベッド数の確保に努めておりますが、自宅療養を余儀なくされる方も多く、東京都で現在は1万2,000人程度となっています。自宅療養されている方の症状が急変し、不幸にもお亡くなりになる事例が複数報告されています。

そこで、東京都では、入院待ちの感染者を1泊程度受け入れる「東京入院待機ステーション」20床を開設し、毎日5人程度受け入れているようです。また、自宅療養をしている感染者のフォローアップ体制強化のため看護師の増強を発表しました。しかし、毎日1,000人、2,000人と感染者が増えていく中では、医療現場の逼迫は続き、自宅待機者の数は増えていきます。

本区では、区長招集挨拶にもありましたが、医師会による往診、電話、オンライン診療や薬剤師会との連携による処方薬の宅配に加え、区内病院では、必要な患者には専門医が症状を確認した上で酸素濃縮器やステロイド剤の処方を実施し、一定数の病床を確保するなど、医師会、薬剤師会、区内病院と連携し、入院調整者、自宅療養者の経過観察をしているということで、とても頼もしく感じております。こうした対応により区内では自宅療養中の感染者の死亡例はありません。

新型コロナウイルス感染症は、昨年2月に指定感染症及び検疫感染症に指定され、感染症法の2類に分類されています。全ての感染者は保健所の対応となるため、各自治体の保健所はどれも逼迫した状態だと聞いております。本区の保健所においても大変なご苦労があると思いますが、様々な対応において、その機能を最大限発揮すべく尽力されている所員の皆様には、心より感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症は、一昨年中国武漢で発症が確認され、アルファ、ベータ、ガンマ、デルタ株へと変異を続け、現在、我が国ではデルタ株が主流となっています。海外ではイータ、イオタ、カッパ、ラムダ、ミューといった変異株も見つかっております。

本区ではワクチン接種は順調に進んでいます。ゲームチェンジャーとして期待されるワクチン接種の進捗によって、感染者数も少しずつではありますが減少しています。しかし、油断はできません。ウイルスの変異によってワクチンに耐性を持つ株に変異すればワクチン効果が薄れ、水際対策により新たな変異株の侵入が防げたとしても、ワクチン接種により作られた抗体は時間がたつにつれ減ってくるようです。現にワクチンを2回接種した後に感染するブレイクスルー感染の事例が報告され、死者も確認されています。国においても3回目の接種の検討に入りました。

前述のように、現在、我が国ではデルタ株が主流となっています。デルタ株の特徴として、感染力が強い、重症化率が高い、死亡率も2.3倍程度となっており、若年層への感染も急激に増えています。従来株では若年層は感染しても無症状や軽症の場合が多かったのに比べ、デルタ株では重症化する例や死亡する事例も報告されています。先日、国内で初めて10代の感染による死

亡例が確認されました。ワクチン無接種だったようです。

そこで、若年層へのワクチン接種が有効と考えられます。自治体によっては若年層を優先して接種を進めているところもあり、東京都でも若年層を対象に渋谷に専用の接種会場を設け進めています。予約なしということで混乱をしましたが、改善され、ネットによる抽せんとなり、混乱も収まっています。

現在、12歳以上はワクチン接種が認められていますが、12歳未満の接種は認められておりません。デルタ株が従来株に置き換わり、12歳未満の子どもの感染も増えてきています。新学期も始まり、小学校・幼稚園・保育園でも感染防止に苦労しています。保育園は6園だった休園が今月に入り118園となり、急激に感染が増えています。10歳未満の感染者は今では感染者の2割になろうとしています。

中国の研究グループがアメリカの医学雑誌の電子版に発表したデータによりますと、子どもの感染については、年齢が1歳未満の乳児は6歳から15歳までの子どもと比べると重症化するリスクは2.5倍程度と、年齢が低くなるほど重症化しやすいというデータが発表されました。日本においても乳児の重症化は何件か事例があり、集中治療室で治療を受けています。乳児の集中治療室、NICUは主に新生児科のある大きな病院に設置され、低体重児や心疾患等の乳児の利用が多いようですが、ECMOの対応も可能となっています。

そこで伺います。新学期が始まり、小学校・幼稚園・保育園が始まりました。国内で初の10代の死亡例が確認され、乳幼児も重症例が報告される中、乳幼児の重症事例に対し本区はどのような対応ができるのか、お答えください。ある自治体では、重症の乳児を一般のICUで治療をしていると聞きました。乳幼児で国内の死亡例はありませんが、準備をしていくことが安心・安全につながると思いますが、いかがでしょうか。

最近、家庭内感染が多くなっています。入院できず自宅療養者が多くなり、家族がいる場合家族全員が感染するという事例も見られます。親から子への感染、子から親への感染など様々です。

そこで伺います。親が感染し子が残された場合、預け先があればいいのですが、そうでない場合、乳幼児だけ残すわけにはいきません。そういう場合、本区はどのような対応ができるのか、お答えください。乳幼児が陽性だった場合もどのような対応になるのか、お答えください。

以上、乳幼児に対する新型コロナウイルス感染症の本区の対応について2点伺いました。明快な答弁を求め質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

〔地域保健担当部長原田美江子君登壇〕

○地域保健担当部長（原田美江子君） たかざわ議員の乳幼児の重症事例に対する対応、親が感染し子が残された場合の対応についてのご質問にお答えいたします。

まず、乳幼児の重症事例に対する対応についてです。お子さんの感染例が増加する中、今後、乳幼児重症例の発生も懸念されるところです。中等症までの乳幼児に関しては区の確保した病床で入院対応が可能となっておりますが、人工呼吸器が必要になるなど、重症化した場合には、乳幼児重症例に対応できる指定の医療機関に対し東京都を介して入院の要請を行うこととなります。

千代田区では、現在まで乳幼児の重症例は発生しておりませんが、今後そのような事例があつ

た場合は可能な限り速やかな搬送に努め、乳幼児重症例に対応してまいります。

次に、保護者の感染が確認された一方、お子さんが検査陰性であった場合の対応についてです。親族の方に見ていただくのが基本ではありますが、諸事情で困難な場合には、児童・家庭支援センターや児童相談所と連携しながら、保護者が安心していただけるよう対応してまいります。また、保護者の感染が確認され、お子様が陽性だった場合も、ご一緒に入院できる場合もございますし、それがかなわない場合には別々の入院という形になっております。

○議長（桜井ただし議員） 以上で一般質問を終わります。

これより日程に入ります。

日程第2から第7を一括して議題にします。

議案第39号 千代田区個人情報保護条例の一部を改正する条例

議案第40号 千代田区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

議案第41号 千代田区の行政委員会委員並びに非常勤の監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

議案第42号 千代田区手数料条例の一部を改正する条例

議案第43号 千代田区地球温暖化対策条例の一部を改正する条例

議案第44号 神田警察通りⅡ期自転車通行環境整備工事請負契約について

(企画総務委員会審査付託)

○議長（桜井ただし議員） 執行機関から提案理由の説明をお願いします。

〔副区長山口正紀君登壇〕

○副区長（山口正紀君） 議案第39号、千代田区個人情報保護条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

デジタル庁設置法の公布に伴い、情報提供ネットワークシステムの管理者に関する規定を改めるとともに、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、条例中において引用する同法の条文について号ずれが生じたため、規定を整備するものでございます。

公布の日から施行をいたします。

次に、議案第40号、千代田区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例でございまして。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、条例中において引用する同法の条文について号ずれが生じたため、規定を整備するものでございます。

公布の日から施行をいたします。

次に、議案第41号、千代田区の行政委員会委員並びに非常勤の監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例でございまして。

行政委員会委員及び非常勤の監査委員の月額報酬における支給期日について、毎月25日の月額報酬の支給日以降に新たに委員となった場合には、委員となった月分の月額報酬は速やかに支給する旨、規定を整備するものでございます。

公布の日から施行をいたします。

次に、議案第42号、千代田区手数料条例の一部を改正する条例でございまして。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正により、個人番号カードの再交付事務が区の事務から地方公共団体情報システム機構の事務となったことに伴い、当該カードの再交付に係る手数料徴収事務を廃止するものでございます。

公布の日から施行し、本年9月1日から適用をいたします。

次に、議案第43号、千代田区地球温暖化対策条例の一部を改正する条例でございまして。

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部改正等を踏まえ、2050年までに脱炭素社会を実現することを目指し、区、区民、事業者が協力すること及び気候変動適応法に基づく地域気候変動適応計画を策定すること等について新たに定めるほか、規定を改めるものでございます。

公布の日から施行をいたします。

次に、議案第44号、神田警察通りⅡ期自転車通行環境整備工事請負契約についてでございます。

神田警察通りⅡ期自転車通行環境整備工事施行のため請負契約を締結するもので、制限を付した一般競争入札により、契約金額は3億7,816万6,140円、契約の相手方は大林道路株式会社となっております。令和3年度一般会計環境まちづくり費及び令和4年度債務負担行為と

して予算のご議決をいただいているものでございます。

以上、6議案につきましてご説明申し上げました。ご審議の上、何とぞ原案どおりご議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（桜井ただし議員） お諮りします。

ただいまの議案は、いずれも企画総務委員会に審査を付託したいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桜井ただし議員） 異議なしと認め、決定します。

日程第8から第10を一括して議題にします。

議案第45号 千代田区立図書館の指定管理者の指定について

議案第46号 千代田区立九段生涯学習館の指定管理者の指定について

議案第47号 千代田区立スポーツセンターの指定管理者の指定について

(地域文教委員会審査付託)

○議長（桜井ただし議員） 執行機関から提案理由の説明をお願いします。

〔副区長山口正紀君登壇〕

○副区長（山口正紀君） 議案第45号、千代田区立図書館の指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

区立図書館5館の指定管理者の指定期間が満了することに伴い、令和4年4月から令和9年3月までを指定期間として、株式会社小学館集英社プロダクションを代表者とする千代田ルネッサンスグループを指定するものでございます。

次に、議案第46号、千代田区立九段生涯学習館の指定管理者の指定について及び議案第47号、千代田区立スポーツセンターの指定管理者の指定についてでございます。

区立九段生涯学習館及び区立スポーツセンターの指定管理者の指定期間が満了することに伴い、令和4年4月から令和9年3月までを指定期間として、いずれも美津濃株式会社を代表者とするちよだすぼすたみらいを指定するものでございます。

以上、3議案につきましてご説明申し上げました。ご審議の上、何とぞ原案どおりご議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（桜井ただし議員） お諮りします。

ただいまの議案は、いずれも地域文教委員会に審査を付託したいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桜井ただし議員） 異議なしと認め、決定します。

日程第11から第13を一括して議題にします。

議案第37号 令和3年度千代田区一般会計補正予算第3号

議案第48号 令和3年度千代田区一般会計補正予算第4号

議案第38号 令和2年度千代田区各会計歳入歳出決算の認定について

（予算・決算特別委員会審査付託）

○議長（桜井ただし議員） 執行機関から提案理由の説明をお願いします。

〔副区長山口正紀君登壇〕

○副区長（山口正紀君） 議案第37号、令和3年度千代田区一般会計補正予算第3号につきましてご説明申し上げます。

補正前の額643億3,669万1,000円に9億4,799万7,000円の予算額を追加させていただきます。

内容は、私立保育所等運営補助、総合支援事業、地域生活支援事業、生活環境改善推進、小規模事業者緊急経営支援事業及び予備費の追加でございます。

この結果、補正後の一般会計予算額は652億8,468万8,000円となっております。また、債務負担行為の補正といたしまして、（仮称）四番町公共施設整備に係る令和4年度から令和8年度までの債務負担行為として、限度額89億8,494万9,000円を追加いたします。

次に、議案第48号、令和3年度千代田区一般会計補正予算第4号でございます。

補正前の額652億8,468万8,000円に8億2,373万3,000円の予算額を追加させていただきます。

内容は、感染症予防・医療対策及び新型コロナウイルスワクチン接種対策に要する経費の追加でございます。

この結果、補正後の一般会計予算額は661億842万1,000円となるものでございます。

次に、議案第38号、令和2年度千代田区各会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

初めに、一般会計についてでございます。歳入決算額は793億5,013万2,042円で、予算現額に対する収入率は87.5%となっております。これに対し歳出決算額は765億2,886万8,511円で、予算現額に対する執行率は84.4%となっております。したがって、歳入歳出差引額は28億2,126万3,531円となり、これから翌年度へ繰り越すべき財源8億5,028万6,000円を差し引いた実質収支額は19億7,097万7,531円となっております。

次に、国民健康保険事業会計についてでございます。歳入決算額は65億8,406万394円で、予算現額に対する収入率は114.8%となっております。これに対し歳出決算額は52億2,381万3,391円で、予算現額に対する執行率は91.1%となっております。したがって、歳入歳出差引額は13億6,024万7,003円となり、実質収支額も同額となっております。

次に、介護保険特別会計についてでございます。歳入決算額は42億636万8,594円で、予算現額に対する収入率は97.4%となっております。これに対し歳出決算額は38億4,147万5,442円で、予算現額に対する執行率は89.0%となっております。したがって、歳入歳出差引額は3億6,489万3,152円となり、実質収支額も同額となっております。

最後に、後期高齢者医療特別会計についてでございます。歳入決算額は17億7,544万9,759円で、予算現額に対する収入率は95.5%となっております。これに対し歳出決算額は16億6,936万6,091円で、予算現額に対する執行率は89.8%となっております。したが

いまして、歳入歳出差引額は1億608万3,668円となり、実質収支額も同額となっております。

なお、各会計とも令和2年度内に一時借入金の措置はございませんでした。

以上、3議案につきましてご説明申し上げます。ご審議の上、何とぞ原案どおりご議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○9番（西岡めぐみ議員） ただいまの議案は、全議員で構成する予算・決算特別委員会を設置し、審査を付託することを提案します。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

○議長（桜井ただし議員） 西岡めぐみ議員の動議に異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桜井ただし議員） 異議なしと認め、決定します。

お諮りします。

予算・決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第5条の規定により、全議員を指名したいと思います。異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桜井ただし議員） 異議なしと認め、決定します。

ただいま設置された予算・決算特別委員会の正副委員長互選のため、休憩します。

午後4時17分 休憩

午後4時26分 再開

○議長（桜井ただし議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいまの休憩中に開会された予算・決算特別委員会で正副委員長が互選されましたので、報告します。

委員長、永田壮一議員、副委員長、嶋崎秀彦議員、たかざわ秀行議員、池田ともりの議員が選任されました。

報告を終わります。

日程第14から第16を一括して議題にします。



報告第3号 令和2年度千代田区財政健全化判断比率について

報告第4号 専決処分により訴えの提起をした件について

報告第5号 損害賠償請求事件に関し専決処分により和解した件について

○議長（桜井ただし議員） 執行機関から報告をお願いします。

〔副区長山口正紀君登壇〕

○副区長（山口正紀君） 報告案件3件につきましてご説明申し上げます。

まず、報告第3号、令和2年度千代田区財政健全化判断比率についてでございます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づき、区における令和2年度決算に基づく財政健全化判断比率について、監査委員の意見をつけてご報告するものでございます。

実質赤字比率、連結実質赤字比率及び将来負担比率はいずれもマイナスであり、また、実質公債費比率はマイナス0.2%となっており、健全な財政状況を示す数値となっております。

次に、報告第4号、専決処分により訴えの提起をした件についてでございます。

住宅使用料滞納のため使用許可を取り消した区営住宅の住戸の明渡し並びに滞納住宅使用料等及び取消し後の住宅使用料相当損害金の支払いを求め、専決処分により訴えの提起をいたしましたので、ご報告するものでございます。

次に、報告第5号、損害賠償請求事件に関し専決処分により和解した件についてでございます。

区立保育園において、園内を走っていた園児が他の園児の保護者に衝突し、当該保護者が負傷した損害賠償請求事件につきまして、専決処分により、区が当該保護者に対し22万1,250円を支払うことで和解をいたしましたのでご報告するものでございます。

以上、3件につきましてご報告いたしました。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（桜井ただし議員） 報告します。

本日までに受理しました請願は、お手元に配付しました請願付託一覧表のとおり、議会運営委員会に付託しましたのご報告します。

報告を終わります。

以上で、本日の日程を全て終了いたしました。

次回の継続会は、10月13日午後1時から開会します。

ただいま出席の方には、文書による通知はしませんので、ご了承願ひます。

散会します。

午後4時30分 散会